

するための施設園芸用施設（その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。）とする。

第十五条の七 法第八十四条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して二百四十日以上であることをとする。

第十六条 法第八十四条第三項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）に規定する法第八十四条第一項第三号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。

- 一 疾病又は不慮の傷害（第三号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によつて死にひんしたとき。
- 二 不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つたとき（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十八条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。

三 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つたとき。

四 盗難その他の理由によつて行方不明となつた場合において、その事実の明らかとなつた日から三十日を下らない範囲内において共済規程等で定める期間以上生死が分明でないとき。

五 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて繁殖能力を失つたとき。

六 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて泌乳能力を失つたことが泌乳期において明らかとなつたとき。

七 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき。

八 共済関係の成立により法第一百十一条の五の規定により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に付されたいた家畜についての前項第五号及び第六号の規定の適用については、当該包括共済の関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

法第八十五条の三第三項又は第五項の公示の際その公示に係る農業共済組合の家畜共済に付されたいた家畜であつて、その公示の日から二週間以内にその公示に係る市町村の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該市町村の家畜共済に係る共済責任は、当該農業共済組合の家畜共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

共済事業を行う市町村がその行う共済事業の全部を廃止した場合において、当該共済事業の全部を廃止した市町村（以下「事業廃止市町村」という。）の家畜共済に付されたいた家畜であつて、法第八十五条の九第四項において準用する法第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了してから二週間以内にその廃止された事業の行われていた地域において家畜共済事業を行つ農業共済組合の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該農業共済組合の家畜共済に係る共済責任は、当該市町村の家畜共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の包括共済に新たに付された家畜についての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際現に当該組合等と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

法第八十四条第三項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）に規定する法第八十一条第五号の埋没及び損傷の範囲は、埋没にあつてはその程度が、その埋没に係る果樹を

その埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額として法第一百二十条の六第七項の規定により組合等が定める金額を超える程度のものとし、損傷にあつてはその損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度がその損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前ににおける樹冠容積の二分の一以上の部分にわたる程度のものとする。

第十六条の二 法第八十四条第四項第一号の農林水産省令で定める施設園芸用施設は、温湿度調節施設、かん水施設、排水施設、換気施設、炭酸ガス発生施設、照明施設、しゃ光施設、自動制御施設、発電施設、病害虫等防除施設、肥料調製散布施設、養液栽培施設、運搬施設、栽培棚及び支持物（園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される施設園芸用施設及び通常の管理が行われず又は行われないおそれがある施設園芸用施設を除く。）とする。

第十六条の三 法第八十四条第四項第二号の農林水産省令で定める農作物は、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがある農作物及び育苗中の農作物とする。

第十七条 法第八十四条第五項の農林水産省令で定める物とは、畠、建具その他家具類とする。

第十七条の二 削除

第十七条の三 法第八十五条の二第一項の申出は、申出書を提出してしなければならない。

前項の申出書には、申出の事由を明らかにする書面を添付しなければならない。

第十七条の四 市町村が法第八十五条の三第二項の規定により申請書に添えて都道府県知事に提出すべき共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 当該市町村の共済事業の実施区域となる地域内に住所を有する法第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてが当該地域内に住所を有する農作物共済資格団体（法第一百四条第五項の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）、家畜共済資格者、果樹共済資格者、畑作物共済資格者並びに園芸施設共済資格者のそれぞれの概数並びに農作物共済資格者の概数（共済事業を行う市町村にあつては、新たに共済事業の実施区域となる地域に係るこれらの者の概数）

二 前号に掲げる者別の共済目的の種類別の概数（農作物共済にあつては農作物区分別の概数、果樹共済のうち収穫共済にあつては共済目的の種類及び収穫共済の共済事故等による種別別の概数、園芸施設共済にあつては共済目的の概数。共済事業を行う市町村にあつては、新たに共済事業の実施区域となる地域に係るこれらの概数。）

第十七条の五 市町村が法第八十五条の三第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項に規定する申請書の添附書類のほか、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新規の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画（共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新規の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画）の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写及びに第十七条の三第一項の申出書及び同条第二項の申出の事由を明らかにする書面の写を添附しなければならない。

第十七条の六 法第八十五条の三第三項の規定による農業共済組合に対する通知は、同項の規定による市町村に対する認可又は不認可の通知と同時にするものとする。

第十七条の七 第一条の四の規定は、法第八十五条の三第三項又は第五項（法第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

第十七条の八 法第八十五条の四第四項の農林水産省令で定める家畜共済又は園芸施設共済に係る再保險料は、法第八十五条の二第一項の規定による農業共済組合の申出に基づき法第八十五条の三第一項の規定により共済事業を行うこととなつた市町村の家畜共済又は園芸施設共済に付されたものに係る再保險料とする。

第十七条の九 共済事業を行う市町村が法第八十五条の六第二項の規定により申請書に添えて都道府県知事に提出すべき同条第一項の地域に係る共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 当該地域内に住所を有する農作物共済資格団体（法第一百四条第五項の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）、家畜共済資格者、果樹共済資格者、畑作物共済資格者並びに園芸施設共済資格者のそれぞれの概数並びに農作物共済資格者の概数
- 二 前号に掲げる者別の共済目的の種類別の概数（農作物共済にあつては農作物区分別の概数、果樹共済のうち収穫共済にあつては共済目的の種類及び収穫共済の共済事故等による種別別の概数、園芸施設共済にあつては共済目的の概数）
- 三 共済事業の事業予定計画及び収入支出の概算

第十七条の十 共済事業を行う市町村が法第八十五条の六第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項に規定する申請書の添附書類のほか、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び同条第一項の地域に係る共済事業の実施計画の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写を添附しなければならない。

第十七条の十一 第一条の四の規定は、法第八十五条の六第三項の規定による公示について準用する。

第十七条の十二 共済事業を行う市町村が法第八十五条の九第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項に規定する申請書の添附書類のほか、共済事業の全部の廃止の理由を記載した書面及び共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写を添附しなければならない。

第十七条の十三 共済事業を行う市町村は、法第八十五条の十第一項の共済事業の実施に関する条例の変更の認可を受けようとするときは、申請書にその変更の理由を記載した書面及び当該条例の変更の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写を添附して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第十七条の十三の一 法第八十五条の十二第二項の農林水産省令で定める事務は、法第八十七条第一項の賦課金の徴収（法第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係る事務、同条第七項の延滞金の徴収（同条の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係る事務、法第一百五条第一項の共済細目書又は家畜共済、果樹共済、畑作物共済若しくは園芸施設共済の申込書の受理に係る事務、農作物に係る収穫物の品質（特定収穫共済の共済目的たる果樹に係る収穫物にあつては、品質若しくは価格）又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る事務及び共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）とする。

第十七条の十四 農業共済組合は、令第二条の四第一項前段の都道府県知事の承認を受けようとするときは、賦課金の額及び賦課方法を記載した申請書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添附し、その正副二通を都道府県知事に提出しなければならない。

第十七条の十五 令第二条の四第二項の規定による報告は、賦課金の額及び賦課方法を記載した報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添附し、その正副二通を都道府県知事に提出してしなければならない。

第十七条の十六 第十七条の十四の規定は農業共済組合連合会が令第二条の四第三項の農林水産大臣の承認を受けようとする場合について、前条の規定は令第二条の四第四項の報告についてそれぞれ準用する。この場合において、第十七条の十四中「都道府県知事に」とあるのは「農林水産大臣に」と、前条中「報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その正副二通を」とあるのは「報告書正副二通を」と読み替えるものとする。

該地域内に住所を有する農作物共済資格団体（法第一百四条第五項の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）、家畜共済資格者、果樹共済資格者、畑作物共済資格者並びに園芸施設共済資格者のそれぞれの概数並びに農作物共済資格者の概数

二 前号に掲げる者別の共済目的の種類別の概数（農作物共済にあつては農作物区分別の概数、果樹共済のうち収穫共済にあつては共済目的の種類及び収穫共済の共済事故等による種別別の概数、園芸施設共済にあつては共済目的の概数）

第十八条 農業共済団体は、共済規程又は保険規程の定めるところにより、共済金又は保険金の仮渡しをすることができる。

第十九条 令第二条の五第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 共済目的の種類別の農作物共済
- 二 家畜共済
- 三 果樹区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては収穫共済の共済事故等による種別による区分をいう。以下同じ。）別の果樹共済
- 四 畑作物区分（（一）の畑作物共済再保険区分に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。）別の畑作物共済

第五十九条の三 第六号に規定する任意共済

第六十九条の三 第七号に規定する任意共済

令第二条の五第一項の農林水産省令で定める要件は、農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る不足金でん補準備金の金額と当該共済目的の種類に係る第二十三条第一項の特別積立金の金額を合計して得た金額、家畜共済にあつては不足金でん補準備金の金額と第十九条の三第二号（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第二号。以下同じ。）の勘定に係る第二十三条第二項の特別積立金の金額を合計して得た金額、果樹共済にあつては当該果樹区分に係る不足金でん補準備金の金額と当該果樹区分に係る不足金でん補準備金の金額と当該果樹区分に係る同条第三項の特別積立金の金額を合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物区分に係る不足金でん補準備金の金額と当該畑作物区分に係る不足金でん補準備金の金額と当該畑作物区分に係る同条第四項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあつては不足金でん補準備金の金額と当該園芸施設共済に係る不足金でん補準備金の金額と当該園芸施設共済に係る同条第三項の特別積立金の金額を合計して得た金額、以下同じ。の勘定に係る第二十三条第二項の特別積立金の金額を合計して得た金額、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済にあつては不足金でん補準備金の金額を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

令第二条の五第二項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 果樹共済保険区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては法第一百十二条第三項の収穫共済区分による区分をいう。以下同じ。）別の果樹共済

二 畑作物共済保険区分の畑作物共済

三 園芸施設共済

令第二条の五第二項の農林水産省令で定める要件は、果樹共済にあつては当該果樹共済保険区分に係る不足金でん補準備金の金額と当該果樹共済保険区分に係る第二十三条第三項の特別積立金の金額を合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物共済保険区分に係る不足金でん補準備金の金額と当該畑作物共済保険区分に係る同条第四項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあつては不足金でん補準備金の金額と第十九条の三第五号の勘定に係る第二十三条第二項の特別積立金の金額を合計して得た金額、以下同じ。の勘定に係る第二十三条第三項の特別積立金の金額を合計して得た金額、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済にあつては不足金でん補準備金の金額を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

令第二条の五第三項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 果樹共済保険区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては法第一百二十二条第三項の収穫共済区分による区分をいう。以下同じ。）別の果樹共済

二 畑作物共済保険区分の畑作物共済

三 園芸施設共済

令第二条の五第三項の農林水産省令で定める要件は、果樹共済にあつては当該果樹共済再保険区分に係る不足金でん補準備金の金額と当該果樹共済再保険区分に係る第二十三条第六項において準用する同条第三項の特別積立金の金額を合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物共済再保険区分に係る不足金でん補準備金の金額と当該畑作物共済再保険区分に係る同条第六項において準用する同条第四項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあつては

は不足金てん補準備金の金額と第十九条の三第五号の勘定に係る第二十三条第六項において準用する同条第二項の特別積立金の金額を合計して得た金額を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。
第十九条の二 法第九十九条第一項第八号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項のうち果樹共済に係るものは、次のとおりとする。
一 果樹区分
二 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数
三 既に法第八十四条第一項第五号の事故が発生している果樹があること又はその事故の原因が生じている果樹があること。
四 法第一百二十条の八第二項に規定する収穫共済又は特定収穫共済に付することを申し込む場合にあつては、その申込みに係る収穫共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画法第九十九条第一項第八号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項のうち畑作物共済に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。
一 農作物に係る畑作物共済 次に掲げる事実又は事項
ロ 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期
ハ 第三十三条の十九第二号の規定により共済規程等で定める作付基準に適合していることを明らかにする事項
イ 共済目的の種類
二 蚕繭に係る畑作物共済 次に掲げる事実又は事項
イ 共済目的の種類等（蚕繭に係る畑作物共済の蚕期に応じた区分を定めた場合にあつては、ハ 第三十三条の十九第二号の規定により共済規程等で定める作付基準に適合していることを明らかにする事項を含む。）
ロ 掃立時期、掃立箱数及び見込収繭量
ハ 蚕児に使用する桑葉を生産する桑園の所在地及びその面積（当該組合員等が桑葉の譲受けに関する契約を締結している場合にあつては、契約の締結の相手方、桑葉の譲受数量その他その区分）
ニ 蚕児の飼育場所
ホ 組合等が定める特殊な飼育方法により蚕児を飼育する場合にあつては、その旨
法第九十九条第一項第八号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項のうち園芸施設共済に係るものは、特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間とする。
第十九条の三 法第九十九条の二第一項の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。
一 農作物共済に関する勘定
二 家畜共済に関する勘定
三 果樹共済に関する勘定
四 畑作物共済に関する勘定
五 園芸施設共済に関する勘定
六 農林水産大臣の指定する任意共済に関する勘定
七 前号の任意共済以外の任意共済に関する勘定
八 業務の執行に要する経費に関する勘定
第二十条 組合等は、毎事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、毎会計年度。以下同じ。）の終わりにおいて、支払備金として、次の金額から政府又はその属する農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金に相当する金額を差し引いた残額を積み立てなければならぬ。共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額

二 共済金の支払又は共済掛金の返還に関する訴訟係属中のものがあるときは、その金額前項の規定は、農業共済組合連合会にこれを準用する。

第二十一条 法第一百条の規定により、組合等は、毎事業年度の終わりにおいて、責任期間が翌事業年度又は翌翌事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、翌会計年度又は翌翌会計年度）にわたる共済について、それぞれ次の金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度。以下同じ。）の共済掛金の合計金額から政府又は農業共済組合連合会への支払保険料の額及び共済金の仮渡額（政府又は農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡額を差し引く。）を差し引いた残額

二 家畜共済、園芸施設共済又は任意共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額からあつては、当該会計年度（以下同じ。）の共済掛金の合計金額から政府又は農業共済組合連合会への支払保険料の額を差し引いた残額中まだ経過しない責任期間に対する金額

百条」とあるのは、「法第一百三十一条第一項において準用する法第一百条」と読み替えるものとする。

前項第二号のまだ経過しない責任期間に対する金額は、当該責任期間がその始期の属する月の翌月初日から始まつたものとみなして月割でこれを計算する。
前二項の規定は、農業共済組合連合会にこれを準用する。この場合において、第一項中「法第一百条」とあるのは、「法第一百三十一条第一項において準用する法第一百条」と読み替えるものとする。

第二十二条 組合等は、第十九条の三第一号（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第一号。以下同じ。）の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、毎事業年度の剩余金中当該各号に掲げる金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。

一 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が付録第一の算式（特定組合にあつては、付録第二の算式）により算出される金額（その算出される金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第一次限度額」という。）未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剩余金配分額（第十九条の三第一号の勘定に係る当該事業年度の剩余金の金額を、共済目的の種類ごとに、過去の收支の差額を基準として定款又は共済事業の実施に関する条例（以下「定款等」と総称する。）の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。）の三分の二に相当する金額（その金額が第一次限度額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、付録第三の算式により算出される金額と第一次限度額の二倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいづれか少ない金額）

二 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が第一次限度額以上第一次限度額の二倍に相当する金額未満の金額である場合
当該共済目的の種類に係る農作物剩余金配分額の三分の一に相当する金額と第一次限度額の二倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいづれか少ない金額
組合等は、第十九条の三第二号又は第五号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剩余金中その金額の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。
組合等は、第十九条の三第三号（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第三号。以下同じ。）の勘定にあつては、果樹区分（特定組合にあつては、果樹共済保険区分。以下同じ。）ごとに、毎事業年度の剩余金中当該果樹区分に係る果樹剩余金配分額（当該勘定に係る当該事業年度の剩余金の金額を、果樹区分ごとに、過去の收支の差額を基準として定款等の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。）の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。
組合等は、第十九条の三第四号（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第四号。以下同じ。）の勘定にあつては、畑作物区分（特定組合にあつては、畑作物共済保険区分。以下同じ。）

じ。) ことに、毎事業年度の剩余金中当該畑作物区分に係る畑作物剩余金配分額(当該勘定に係る当該事業年度の剩余金の金額を、畑作物区分ごとに、過去の收支の差額を基準として定款等の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。)の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。

農業共済組合は、第十九条の三第六号又は第七号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剩余金中その金額の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。

前各項の規定は、法第百三十二条第一項において準用する法第一百一条の規定により農業共済組合連合会が行う準備金の積立てについて準用する。この場合において、第一項中「付録第一」の算式（特定組合にあつては、付録第二の算式）により算出される金額（その算出される金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第一次限度額」という。）とあるのは「付録第四」の算式により算出される金額（その算出される金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下この項において「連合会第一次限度額」という。）と、「第一次限度額から」とあるのは「連合会第一次限度額から」と、「付録第三」とあるのは「付録第五」と、「第一次限度額の」とあるのは「連合会第一次限度額の」と、「第一次限度額以上」とあるのは「連合会第一次限度額以上」と、「第三項中」、「果樹区分（特定組合にあつては、果樹共済保険区分。以下同じ。）とあるのは、「果樹共済再保險区分」と、「当該果樹区分」とあるのは「当該果樹共済再保險区分」と、第四項中「烟作物区分（特定組合にあつては、烟作物共済保険区分。以下同じ。）とあるのは、「烟作物共済再保險区分」と、「当該烟作物区分」とあるのは「当該烟作物共済再保險区分」と読み替えるものとする。

第二十三条 組合等は第十九条の三第一号の勘定について、其済目的の種類ごとに毎事業年度の剩余金中当該共済目的の種類に係る農作物剩余金配分額から不足金でん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。
組合等は、第十九条の三第二号又は第五号の勘定について、毎事業年度の剩余金から不足金でん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。

農業共済組合は、第十九条の三第六号又は第七号の勘定について、毎事業年度の剩余金から不足金でん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。

前各項の規定は、農業共済組合連合会に準用する。この場合において、第三項中「果樹区分」とあるのは、「果樹共済再保険区分」と、「当該果樹区分」とあるのは「当該果樹共済再保険区分」と、第四項中「畑作物区分」とあるのは「畑作物共済再保険区分」と、「当該畑作物区分」とあるのは「当該畑作物共済再保険区分」と読み替えるものとする。

第二十三条の二 次に掲げる場合には、組合等は、定款等の定めるところにより、特別積立金を取

崩すことができる。

共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済の区分（共済事業を行う市町村にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分）ごとに共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、不足金でん補準備金の金額（農作物共済にあつては当該共

二 第十九条の三第一号から第七号まで（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第一
款目的の種類に係る不足金でん補準備金の金額、果樹共済にあつては当該果樹区分に係る不足
金でん補準備金の金額、畑作物共済にあつては当該畑作物区分に係る不足金でん補準備金の金
額）をその支払に充てなお不足を生ずる場合において共済金の支払に充てる場合

三
号から第五号まで)の勘定ごとに、不足金てん補準備金の金額を不足金のてん補に充てなお不足金を生ずる場合において当該不足金のてん補に充てる場合
三 法第九十五条後段に規定する費用並びに法第九十六条及び法第九十六条の二第一項に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てる場合
四 法第二百二条の規定による仮戻金(以下「無事戻金」という。)の支払に充てる場合

五、前各号に掲げる場合のほか、当該組合等の行う共済事業に関し必要なものとして農林水産大臣が定める費用の支払に充てる場合

前項第一号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済の区分（共済事業を行う市町村）にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分）ごとにしなければならない。

第一項第二号に掲げる場合について、寺川貴之会員によれば、第一七九〇年三月二十一日付

第一項第一号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、第十九条の三第一号から第七号まで（共済事業を行ふ市町村にあつては、令第二条の六第一号から第五号まで）の勘定ごとにしなければならない。

第一項第四項に掲げる場合において特別種立場を取り得するときは、共済の目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹無事区分、果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。別の果樹共済 畑作物無事区分（次に掲げる畑作物共済ごとの区分をいう。以下同じ）。別の畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済（第十九条の三第六号の農林水産大臣の指定す

る任意共済を除く。)の区分(共済事業を行う市町村にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分別の果樹共済、畑作物無事戻区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分)ごとにしなければならない。

農作物（そば、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃを除く。）に係る畑作物共済
そばに係る畑作物共済
スイートコーンに係る畑作物共済
たまねぎに係る畑作物共済

六五
蚕繭に係る畑作物共濟

前各項の規定は、農業共済組合連合会に準用する。この場合において、前各項中「特別積立金」とあるのは、「第二十三条第六項において準用する同条第一項から第五項までの特別積立金」と、第一項中「共済目的の種類別」の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分

別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済」とあるのは「共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹共済再保険区区分別の果樹共済、畑作物共済再保険区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定

する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済」と、「共済金」とあるのは「保険金」と、「当該果樹区分」とあるのは「当該果樹共済再保険区分」と、「当該畑作物区分」とあるのは「当該畑作物区分」と、「去第九十五条後段」とあるのは「去百三十二条第一項において

準用する法第九十五条後段」と、「法第九十六条及び法第九十六条の二第一項」とあるのは「法第一百三十二条第一項において準用する法第九十六条及び法第九十六条の二第一項」とあるのは「法二条の規定による払戻金（以下「無事戻金」という。）」とあるのは「第二十五条第四項の規定による交付金」と、「共済事業」とあるのは「保険事業」と、第二項中「共済目的の種類別の農作

物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済」とあるのは「共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹共済再保険区分別の畑作物共済、畑作物共済再保険区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済」と読み替えるものとする。

第二十四条 組合等は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済について、当該共済事業の種類（農作物共済にあつては共済目的の種類、果樹共済にあつては果樹無事戻区分、畑作物共済にあつては畑作物無事戻区分。第三項及び第四項並びに次条第一項及び第四項において同じ。）ごとに、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て、当該事業年度の前三事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前三会計年度。以下同じ。）間に共済責任期間が満了した共済目的又は共済関係に係る共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額（以下「共済掛金組合員等負担分」という）の二分の一に相当する金額（当該前三事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前二事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前二会計年度。以下同じ。）間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員等に対して法第百二条の規定による払戻し（以下「無事戻し」という。）をすることができる。

一 当該事業年度の前三事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき。（当該事業年度の前二事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員等負担分の二分の一に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

二 当該事業年度の前三事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員等負担分の二分の一に相当する金額（当該事業年度の前二事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該組合員等が支払を受けた共済金の金額が当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。組合等は、家畜共済について、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がないのに、定款等で定める期間にわたり共済金の支払を受けないか、又は当該定款等で定める期間に当該組合員等が支払を受けた共済金の金額が当該期間中の共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額の六分の一に相当する金額に満たない場合（定款等で定めた場合を除く。）には、総会の議決を経て、当該六分の一に相当する金額（当該期間中に共済金の支払を受けたときは、当該六分の一に相当する金額から当該共済金の金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員等に対しても無事戻しをことができる。

共済事業を行う市町村は、前二項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとの畑作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済、畑作物無事戻区分ごとの畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該市町村との間に共済関係の存する者で次に掲げるものに對して、当該市町村に對し法第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合（以下この項及び第五項において「移譲組合」という。）との間に存した共済関係を当該市町村との間に存したものとして前二項の規定により算定した額を限度として、無事戻しをることができる。

一 共済事業の種類ごとに、移譲組合に係る最後の共済責任期間において当該移譲組合との間に農作物共済又は畑作物共済の共済関係が存し、かつ、当該共済事業を行った最初の共済責任期間において当該市町村との間に農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済関係が存した者

二 法第八十五条の三第三項又は第五項の公示があつた日の前日に移譲組合との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が存し、かつ、その公示があつた日に当該公示に係る共済事業を行った市町村との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係を成立させた者

三 第二項までの共済事業を行う農業共済組合（以下この項及び次項において「事業承継組合」といふ。）は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、共済目的の種類ごとの農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、事業承継組合等は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済について、当該共済事業の種類（農作物共済にあつては共済目的の種類、果樹共済にあつては果樹無事戻区分、畑作物共済にあつては畑作物無事戻区分。第三項及び第四項並びに次条第一項及び第四項において同じ。）ごとに、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て、当該事業年度の前三事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前三会計年度。以下同じ。）間に共済責任期間が満了した共済目的又は共済関係に係る共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額（以下「共済掛金組合員等負担分」という）の二分の一に相当する金額（当該前三事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前二事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前二会計年度。以下同じ。）間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員等に対して法第百二条の規定による払戻し（以下「無事戻し」という。）をすることができる。

一 当該事業年度の前三事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき。（当該事業年度の前二事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員等負担分の二分の一に相当する金額であるときを除く。）

二 当該事業年度の前三事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員等負担分の二分の一に相当する金額（当該事業年度の前二事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該組合員等が支払を受けた共済金の金額が当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。組合等は、家畜共済について、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がないのに、定款等で定める期間にわたり共済金の支払を受けないか、又は当該定款等で定める期間に当該組合員等が支払を受けた共済金の金額が当該期間中の共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額の六分の一に相当する金額に満たない場合（定款等で定めた場合を除く。）には、総会の議決を経て、当該六分の一に相当する金額（当該期間中に共済金の支払を受けたときは、当該六分の一に相当する金額から当該共済金の金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員等に対しても無事戻しをことができる。

とに、当該事業承継組合の組合員で次に掲げるものに對して、当該事業廃止市町村との間に存した共済関係を当該事業承継組合との間に存したものとして第一項及び第二項の規定の例により算定した額を限度として、無事戻しをすることができる。

一 共済事業の種類ごとに、事業廃止市町村に係る最後の共済責任期間において当該事業承継組合との間に農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済関係が存し、かつ、当該事業承継組合に係る最初の共済責任期間において当該事業承継組合との間に農作物共済の共済関係が存した者

二 事業廃止市町村が家畜共済又は園芸施設共済を廃止した日の前日に事業廃止市町村との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が存し、かつ、その廃止した日に事業承継組合との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が成立させた者

三 事業廃止市町村が家畜共済又は園芸施設共済の共済目的の種類ごとの農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、特定組合以外の組合等にあつては特別積立金の金額（農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る特別積立金の金額、果樹共済にあつては当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとに、特定組合以外の組合等にあつては特別積立金の金額（農作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、特定組合の特別積立金の金額を当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額）を當該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの特別積立金の金額を當該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額、共済事業を行う市町村又は事業承継組合が移譲組合又は事業廃止市町村から譲渡を受けた財産の額を勘案して第三号から第六号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）までの共済事業につき移譲組合又は事業廃止市町村から財産の譲渡を受けて行う無事戻しにあつては当該共済事業を行う市町村又は事業承継組合が移譲組合又は事業廃止市町村から譲渡を受けた財産の額を勘案して農林水産大臣の定める金額（以下この項において同じ。）に次条第四項の規定により当該区分につき当該組合等の属する農業共済組合連合会から交付された金額、特定組合については特別積立金の金額を超えてはならない。

第二項及び前項の規定は、農業共済組合が任意共済（第十九条の三第六号の農林水産大臣が指定する任意共済を除く。）について無事戻しをする場合について準用する。この場合において、第二項中「六分の一に相当する金額」とあるのは、「一割に相当する金額」と読み替えるものとす。

第二十五条 組合等（特定組合を除く。）は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済について、法第九十五条後段に規定する費用を負担し、法第九十六条若しくは法第九十六条の二第一項に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、当該共済事業の種類ごとに、毎事業年度、その属する農業共済組合連合会に対し、農林水産大臣の定める算式により算出される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。

農業共済組合（特定組合を除く。）は、任意共済（第十九条の三第六号の農林水産大臣の指定する任意共済を除く。）について、法第九十五条後段に規定する費用を負担し、法第九十六条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、毎事業年度、その属する農業共済組合連合会に対し、農林水産大臣の定める算式により算出される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。

前二項の規定による請求は、当該農業共済組合連合会が定款で期限を定めた場合には、その期限までにしなければならない。

農業共済組合連合会は、第一項又は第二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る金額（当該共済事業の種類ごとに、当該農業共済組合連合会に属する組合等の当該請求に係る金額の合計金額が第二十三条第六項において準用する同条第一項から第五項までの特別積立金の金額（農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る同条第六項において準用する同条第一項の特別積立金の金額、果樹共済にあつては当該果樹無事戻区分に属する果樹共済再保険区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物無事戻区分に属する畑作物共済再保険区分ごとの同条第六項において準用する同条第四項の特別積立金の金額を当該畑作物無事戻区分につき合計

して得た金額)を超えるときは、その金額を組合等ごとの当該請求に係る金額によりあん分した金額)を交付するものとする。

第二十六条 農業共済団体の余裕金の運用は、次の方針によらなければならない。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭信託
- 三 地方債証券その他農林水産大臣の指定する有価証券の保有
- 四 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

第二十七条 共済事業を行う市町村が、法第四条第五項の規定により、当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する法第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体から除外する者として共済事業の実施に関する条例で定めることができる者は、水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が十アール(北海道にあっては、三十アール)を下らず令第一条の五第一項の規定により都道府県知事が定める農作物ごとの耕作面積のうち最も小さい面積を超えない範囲内で当該条例で定める面積未満である者とする。

第二十七条の二 法第四条の三第二項の農林水産省令で定める事由は、当該農作物に係る法第一百九条第一項、第二項若しくは第三項の基準収穫量の適正な決定が困難であること又は当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあることとする。

第二十七条の三 法第四条の五第一項の規定による農作物共済の共済関係の停止の申出は、当該農作物の共済責任期間の開始する二週間前までにしなければならない。

第二十七条の四 組合等は、共済規程等の定めるところにより、法第五条第一項に規定する農作物共済の共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、当該額を確定することができることとして共済規程等で定める時期までの期間を超えない範囲内で延長することができる。

第二十七条の五 法第五条第二項の共済細目書に記載すべき事項として共済規程等で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 共済目的の種類
- 二 耕地の所在地及びその耕作面積
- 三 その他組合等が必要と認める事項

第二十七条の六 農業共済組合の組合員は、法第五条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該農業共済組合に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第二十七条の七 組合等は、法第六条第一項の規定により水稻又は麦に係る農作物共済の共済金額を定める場合には、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、同項各号に掲げる金額のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその組合員等(同項第三号に掲げる金額については、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量が乾燥調製施設における計量結果(麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は完熟数量)の調査(当該農作物共済の共済組合等は、法第六条第一項の規定により適正に確認できる者に限る。)が申し出た一の金額(当該組合員等が申出をしない場合にあつては、当該複数の金額のうちから当該組合等が定める一の金額)を当該組合員等についての農作物共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

組合等は、法第六条第一項の規定により陸稻に係る農作物共済の共済金額を定める場合は、共済目的の種類ごとに、同項第一号に掲げる金額について定めるものとする。

第二十七条の八 組合等は、法第六条第二項の規定により同条第一項各号の単位当たり共済金額を定める場合には、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

組合等が法第七条第四項の規定により危険段階の別を定めた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該組合等は、法第六条第二項の規定により同条第一項各号の単位当たり共済金額を定める場合には、農作物共済の共済事故等による種別ごと及びその危険段階別に、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

組合等は、前二項の規定にかかわらず、共済規程等で、その組合員等の申出により、当該組合員等について、前二項の規定により当該組合等が定めた金額と異なる金額(法第六条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちから組合等が共済規程等で定める金額のうちの一の金額に限る。)を同条第一項各号の単位当たり共済金額とすることができる旨を定めることができる。

第二十八条 法第七条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

第二十八条の二 組合等は、法第九条第一項から第三項までの規定により同条第一項から第三項までの割合を定める場合には、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、同条第一項から第三項までの規定により農林水産大臣が定める割合のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の割合について定めるときは、当該複数の割合のうちからその組合員等が申し出た一の割合(当該組合員等が申出をしない場合には、当該複数の割合のうちから当該組合等が定める一の割合)を当該組合員等についての同条第一項から第三項までの割合とする旨を共済規程等で定めるものとする。

第二十九条 法第十一条第一項の農林水産省令で定める乳牛の子牛等は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 組合等との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るもののが存しており、かつ、肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るもののが存しない者(乳牛の雌以外の乳牛の子牛(法第八十四条第一項第三号に掲げる牛以外の牛をいい、第十五条の七に規定する生育の程度に達したものに限る。以下同じ。)であつて、その者が出生後引き続き飼養しているもの及び乳牛の胎児(同条に規定する生育の程度に達したものに限る。以下この条において同じ。))

二 組合等との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るもののが存しておらず、かつ、肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るもののが存する者(乳牛の胎児)

三 組合等との間に乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るもののが存する者(乳牛の雌以外の乳牛の子牛であつて、その者が出生後引き続き飼養しているもの(出生後第二月の月の末日(その時に当該組合等の当該肉用牛等に係る組合等に係る組合員又は家畜共済資格者が飼養するに至つた肉豚については、その飼養するに至つた日)までのものに限る。)及び乳牛の胎児)

第二十九条の二 法第十一条第一項の農林水産省令で定める飼養区分は、離乳の日(その日後に当該組合員又は家畜共済資格者が飼養するに至つた肉豚については、その飼養するに至つた日)を同一とする肉豚の群の別とする。

第二十九条の二の二 法第十一条第三項の農林水産省令で定める特別の事由は、左のとおりとする。

組合等が当該組合員等からの当該組合員等が定めた金額と異なる申込みにつき、第二十九条の四第一号の理由によりその承諾を拒んだこと(同号の理由がなくなつた場合を除く。)。

二 当該包括共済対象家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜につき当該組合員等との間に個別共済関係が存していること（当該包括共済対象家畜につき包括共済関係が存している場合を除く。）。

第二十九条の三 法第一百十一条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、左の各号に掲げる場合

とする。

一 取引のため一年以内飼養する目的で飼養する場合

二 組合等が当該家畜についての法第一百十一条第一項の規定による申込みにつき、次条第一号の理由によりその承諾を拒んだ場合であつて、当該家畜を法第一百十三条第一項の規定により個別

共済関係に係る家畜共済に付することができないとき。

三 組合等が当該家畜についての法第一百十一条第二項又は第三項の規定による申込みにつき、次条第三号から第五号までの理由によりその承諾を拒んだ場合

第二十九条の四 法第一百十一条の四（法第一百十四条第五項後段において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める正当な理由は、家畜共済の共済金額を減額する場合を除き、その申込みが包括共済関係に係る家畜共済の申込みである場合には第一号及び第二号、個別共済関係に係る家畜共済の申込みである場合にあつては第二号から第五号までのいずれかに掲げるものとする。

一 その申込みに係る家畜のうちに第三号から第五号まで又は法第一百十三条第一項各号に掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜を組合等の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく平衡を欠くこととなるおそれがあること。

二 牛又は馬についての申込みがあつた場合において、その申込みと同時に、法第一百十一条の二第一項の規定により家畜共済に付さなければならない家畜でその申込みをした者の飼養するものすべてについて法第一百十一条の規定による申込みがないこと。

三 その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、畸形、不具又は悪癖の著しいもの等共済規程等で定めるものであること。

四 その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。

五 その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められるもの等共済規程等で定めるものであること。

第二十九条の五 組合等との間に包括共済関係の存する者は、法第一百十一条の人第一項の規定により、共済規程等の定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号又は第五号のいずれか、肉用牛等に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号又は第五号のいずれか、馬に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

一 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用並びに疾病及び傷害

二 疾病又は不慮の傷害によつて死にひんした場合、不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つた場合及び骨折、は行、両眼失明又は第十六条第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つた場合における廃用

四 疾病又は不慮の傷害によつて死にひんした場合、不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つた場合及び骨折、は行、両眼失明又は第十六条第一項第三号の農林水産大臣が指定する

る疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つた場合における廃用並びに疾病及び傷害

第二十九条の五の二 組合等との間に包括共済関係の存する者は、法第一百十一条の九第一項の規定により、共済規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。

五 病疾及び傷害

第一 市町村が法第八十五条の二第一項の規定による農業共済組合の申出に基づき法第八十五条の三第一項の規定により当該農業共済組合の区域に相当する区域において共済事業を行う場合において、法第一百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の四第二項の規定により家畜共済の共済関係が消滅するまで引き続き当該農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜を、法第八十五条の三第三項又は第五項の公示があつた日から二週間以内に当該市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付するとき。

二 法第一百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の九第四項において準用する第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続き事業廃止市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付されていていた家畜を、法第八十五条の三第三項又は第五項の公示があつた日から二週間以内に当該事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付する場合

第二十九条の七 法第一百十三条第二項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該個別共済関係が共済事業を行う市町村の家畜共済に係る個別共済関係であつて、当該市町村につき法第八十五条の三第三項又は第五項の公示のあつた日から二週間以内に新たに開始したものであること。

ロ 当該個別共済関係に係る家畜が、法第一百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の四第二項の規定により家畜共済の共済關係が消滅するまで引き続きイの市町村に対し法第八十五条の二第一項の規定による申出をした農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜であること。

二 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該個別共済関係が事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の家畜共済に係る個別共済関係であつて、当該事業廃止市町村が法第八十五条の九第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内に新たに開始したものであること。

ロ 当該個別共済関係に係る家畜が、法第一百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の九第四項において準用する法第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続きイの事業廃止市町村の個別

共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜であること。

第二十九条の八 法第一百十三条の二の農林水産省令で定める異動は、法第一百十一条の六第一項の規定による異動（牛又は牛の胎児が第十五条の七に規定する生育の程度に達したことによる異動を除く。若しくは法第一百十二条の六第三項の規定による異動又は子牛等を共済目的とする家畜共済における牛の出生とする。）。

第二十九条の九 法第一百十四条第四項前段の規定による共済金額の増額の請求は、当該共済目的の異動があつた日から二週間以内にしなければならない。

法第百十四条第四項後段の規定による共済掛金の支払は、前項の請求をした日から一週間以内にしなければならない。

第二十九条の九の二 法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額のうち、同条第一項第二号イの牛（その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものに限る。）に係るものは、当該牛の胎児の価額と同額とする。

法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額のうち、同条第一項第二号ロの牛の胎児に係るものは、一定期間における牛の価格を基礎として農林水産大臣が定める方法によつて算定される牛の出生の日における価額に相当する金額とする。

法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額のうち、同条第一項第三号の肉豚に係るものは、一定期間における内豚の価格を基礎として農林水産大臣が定める方法によつて算定される法第八十四条第一項第三号に掲げる肉豚となるに至つた日における価額に相当する金額とする。

第二十九条の三 法第百十五条第一項第一号及び第三号の農林水産省令で定める費用は、初診料とする。

第二十九条の十 法第百十五条第一項第一号に規定する診療技術料等は、診療に要する費用（初診料を除く。）から次の費用を差し引いたものとする。

一 医薬品費
二 医療用消耗品費
三 往診用車両の修理費及び償却費
四 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

第五条の十一 法第百十五条第一項第三号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 家畜伝染病予防法第三十二条の規定により、牛肺疫のまん延を防止するため、農林水産大臣又は都道府県知事が家畜、その死体又は牛肺疫の病原体をひろげるおそれがある物品の一定区域での移動又は一定の区域外への移出を禁止し、又は制限した場合における当該区域内における牛肺疫による死亡及び廃用

二 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第二百三十六条以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による天災が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二条第一項の激甚災害として指定された場合における同法第八条第一項の政令で定める都道府県の区域内の天災融資法第二条第五項第一号に掲げる区域内における当該天災による家畜の死亡及び廃用

三 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十一年法律第二百三十七条以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による天災が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二条第一項の激甚災害として指定された場合における同法第八条第一項の政令で定める都道府県の区域内の天災融資法第二条第五項第一号に掲げる区域内における当該天災による家畜の死亡及び廃用

四 往診用車両の修理費及び償却費

五 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

六 医薬品費

七 医療用消耗品費

八 往診用車両の修理費及び償却費

九 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

十 医薬品費

十一 医療用消耗品費

十二 往診用車両の修理費及び償却費

十三 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

十四 医薬品費

十五 医療用消耗品費

十六 往診用車両の修理費及び償却費

十七 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

十八 医薬品費

十九 医療用消耗品費

二十 往診用車両の修理費及び償却費

二十一 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

二十二 医薬品費

二十三 医療用消耗品費

二十四 往診用車両の修理費及び償却費

二十五 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

二十六 医薬品費

二十七 医療用消耗品費

二十八 往診用車両の修理費及び償却費

二十九 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

三十 医薬品費

三十一 医療用消耗品費

三十二 往診用車両の修理費及び償却費

三十三 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

三十四 医薬品費

三十五 医療用消耗品費

三十六 往診用車両の修理費及び償却費

三十七 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

三十八 医薬品費

三十九 医療用消耗品費

四十 往診用車両の修理費及び償却費

四十一 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

四十二 医薬品費

四十三 医療用消耗品費

四十四 往診用車両の修理費及び償却費

四十五 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

四十六 医薬品費

四十七 医療用消耗品費

四十八 往診用車両の修理費及び償却費

四十九 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

第三十条の四 法第百十五条第四項の規定により共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして算定される金額の算出は、当該多種包括共済の共済金額に、当該多種包括共済の共済関係に係る家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）で組合員等が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛け金期間開始の後法第二百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあっては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（法第二百十四条の二第一項第二号ロの価額を含む。以下この条、第三十四条の二、第三十四条の二の二、第三十五条の三及び第三十五条の三の二において同じ。）の合計額に対する当該家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の割合を乗じてするものとする。

前項の価額には、法第二百十四条の二第二項及び第三項並びに第二十九条の九の二第二項の規定を準用する。

第三十条の五 法第百十五条第七項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 過去三年間ににおいて当該組合等の大部分の組合員等についての当該組合員等ごとの当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められ、かつ、法第二百十五条の規定による改定までの期間につき当該比率に著しい変化を生じさせる事実の発生

二 過去三年間ににおいて当該組合等の区域内における当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね一定であり、かつ、法第二百十五条第十三項の規定による改定までの期間につき当該比率に著しい変化を生じさせる事実の発生が予想されないこと。

三 過去三年間ににおいて当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率が当該組合等の大半の組合員等に係る当該比率と著しく異なる者がほとんどないこと。

法第二百十五条第七項第一号の見込額は、当該組合等の当該多種包括共済に付された包括共済対象家畜の過去三年間ににおける共済目的の種類ごとの頭数及び平均価額を基礎として算定しなければならない。

第三十条の六 法第二百十五条第七項第一号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの当該共済掛金割引標準率乙を算術平均してするものとする。

第三十条の七 法第二百十五条第七項第二号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの当該共済掛金割引標準率丙を算術平均してするものとする。

第三十条の八 法第二百十五条第七項第三号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第三号の共済掛金割引標準率丙を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの当該共済掛金割引標準率乙を算術平均してするものとする。

第三十条の九 法第二百十五条第九項において準用する同条第三項第一号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして当該危険段階の同条第一項第二号の危険段階共済掛金標準率甲の同条第一項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲の同条第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲に對する割合を乗じてするものとする。

第三十条の十 法第二百十五条第九項において準用する同条第三項第二号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして当該危険段階の同条第一項第二号の危険段階共済掛金標準率乙の同条第一項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙の同条第七項第一号の多種包括共済掛金標準率乙に對する割合を乗じてするものとする。

第三十一条 法第一百十五条第十項の規定により同条第一項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率又は同条第七項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率として定めることができる率は、次の表に掲げる算式により算出するものとする。

区分	家畜共済の共済金額が農林水産大臣の定める共済関係の存する者が農林水産大臣の定める区域内に住所を有する場合	当該組合等との間に家畜共済金額を超える場合
法第百十五条第一項第一号の率として定める	$P_1 + Q_1 \times A / B$	$P_1 \times (1 - U)$
法第百十五条第一項第二号の率として定める	$R_1 \times A / B$	$R_1 \times (1 - U)$
法第百十五条第一項第三号の率として定める	$S_1 + T_1 \times A / B$	$S_1 + T_1 \times (1 - U)$
法第百十五条第七項第一号の率として定める	$P_2 + Q_2 \times A / B$	$P_2 + Q_2 \times (1 - U)$
法第百十五条第七項第二号の率として定める	$R_2 \times A / B$	$R_2 \times (1 - U)$
法第百十五条第七項第三号の率として定める	$S_2 + T_2 \times A / B$	$S_2 + T_2 \times (1 - U)$
P ₁ は、法第一百十五条第一項第一号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分	P ₁ は、法第一百十五条第一項第一号に規定する率からS ₁ を差し引いたもの	
Q ₁ は、法第一百十五条第一項第一号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分	Q ₁ は、法第一百十五条第一項第一号に規定する率からP ₁ を差し引いたもの	
Aは、法第一百十五条第十項の農林水産大臣の定める金額	Aは、当該家畜共済の共済金額	
Bは、当該区域内に住所を有する組合員等の診療施設の利用度を考慮して農林水産大臣が定める率	Bは、当該区域内に住所を有する組合員等の診療施設の利用度を考慮して農林水産大臣が定める率	
R ₁ は、法第一百十五条第一項第二号に規定する率	R ₁ は、法第一百十五条第一項第三号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分	
T ₁ は、法第一百十五条第一項第三号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分	T ₁ は、法第一百十五条第一項第三号に規定する率からS ₁ を差し引いたもの	
P ₂ は、法第一百十五条第七項第一号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分	P ₂ は、法第一百十五条第七項第一号に規定する率からS ₂ を差し引いたもの	
Q ₂ は、法第一百十五条第七項第一号に規定する率からP ₂ を差し引いたもの	Q ₂ は、法第一百十五条第七項第一号に規定する率からP ₂ を差し引いたもの	
R ₂ は、法第一百十五条第七項第二号に規定する率	R ₂ は、法第一百十五条第七項第二号に規定する率	
S ₂ は、法第一百十五条第七項第三号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分	S ₂ は、法第一百十五条第七項第三号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分	
T ₂ は、法第一百十五条第七項第三号に規定する率からS ₂ を差し引いたもの	T ₂ は、法第一百十五条第七項第三号に規定する率からS ₂ を差し引いたもの	

第三十二条 法第一百十六条第一項第一号の損害の額は、共済事故に係る家畜の価額から、共済規程等の定めるところにより、共済事故が発生したときに現に当該家畜につき存する利益及び共済事故の発生に因つて生じた利益の全部又は一部を差し引いた金額による。

第三十三条 法第一百十六条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。)の内容に応じて農林水産大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得られる金額による。

前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用(初診料を除く。)を限度とする。

第三十三条の二 法第一百十八条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が共済事業を行う市町村の家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜がイの市町村につき法第八十五条の三第三項又は第五項の公示のあつた日から二週間以内に当該市町村の家畜共済に付されたものであること。

ハ 当該共済事故に係る家畜が、ロの公示の際に、イの市町村に対し法第八十五条の二第一項の規定による申出をした農業共済組合の家畜共済に付されたものであること。

ニ 当該共済事故が、ハの農業共済組合との間に存した共済関係において、法第一百十一条の八第二項の規定により共済事故としないものとされた事故でないこと。

ホ イの市町村との家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時において、当該開始の時ににおける共済価額がハの農業共済組合との間に存した家畜共済の共済関係の消滅の時ににおける共済価額から増加する割合を超えて共済金額が増額されていないこと又は当該市町村における法第一百十四条第一項の共済規程等で定める最低割合(以下単に「最低割合」という。)が当該農業共済組合における最低割合を超える場合において、当該開始の時における共済価額に当該市町村における最低割合を乗じて得た金額を超えて共済金額が増額されていないこと。

二 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行なう農業共済組合の家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜がイの事業廃止市町村が法第八十五条の九第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内にイの農業共済組合の家畜共済に付されたものであること。

ハ 当該共済事故に係る家畜が、ロの共済事業の全部の廃止の際に、イの事業廃止市町村の家畜共済に付されていたものであること。

二 当該共済事故が、イの事業廃止市町村との間に存した共済関係において、法第一百十一条の八第二項の規定により共済事故としないものとされた事故でないこと。

ホ イの農業共済組合との家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時において、当該開始の時における共済価額がイの事業廃止市町村との間に存した家畜共済の共済関係の終了の時における共済価額から増加する割合を超えて共済金額が増額されていないこと又は当該農業共済組合における最低割合が当該事業廃止市町村における最低割合を超える場合において、当該開始の時における共済価額に当該農業共済組合における最低割合を乗じて得た金額を超えて共済金額が増額されていないこと。

三 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により法第一百十一条の五の規定により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものであること。

四 次の要件のすべてに適合する場合

当該共済事故が個別共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算し
包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、種雄牛又は種雄馬
十一条の六第三項後段の規定により当該包括共済関係に係る家畜共済に
つた後二週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。
次の要件のすべてに適合する場合

三 次の要件のすべてに適合する場合
イ 当該共済事故が子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものであること。

口
当該共済事故に係る家畜が子牛等（子牛にあつては、組合等との間に当該家畜共済の共済關係の存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であり、かつ、その母牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して一週間以上前からイの家畜共済に付されていいたも

のであること。

六 次の問題のすべてには適合する場合、必ずしも第一回の問題を解くことによって得られる。

するもの、これあるものであることを。

口
当該共済事故に係る家畜が子牛（組合等との間にイの家畜共済の共済関係が存する者が出て

生後引き継ぎ餌養しているものは限る。である」とあること

核者との間で存する乱牛の雌等に係る句話共脩関係に係る家畜共脩であつて子牛等を共脩目

的とするものに付されていたものであり、かつ、当該子牛が当該家畜共済に付された後法第

百十一条の六第一項の規定により、他の家畜共済に付されたものであること

イ
当該共済事故に係る家畜が法第九十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含)

む。)の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の包括共済に新たに付されたも

イの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりイの組合等の包括共済に付されていたも

の
で
あ
る
こ
と

ノ書の農本く自ら第一ノ開拓第三ノ場合に依る同第一ノ開拓ノ結果に就ては、此易ガラ開拓ノトヨトモにて、各同第一ノ開拓ノ結果に就ては、此易ガラ開拓ノトヨトモにて、各

新たな共済掛金期間の開始の時における共済価額がその直前の共済掛金期間の終了の時に

ける共済金額から増加する割合の範囲内で共済金額を増額する場合

第三十三条の三 法第二百一十条の一第一項の規定により共済規程等で定める栽培の業務の規模の基

準は、該組合等の行う収穫共済又は樹体共済において、その共済目的の種類とされている果樹の

五アーレを下つて三十アーレを認めない面積の範囲内で定められるものとす

のとする。

法第百一十一条の第一項の農林水産省令で定める事由は収穫共済若しくは樹体

百二十条の六第一項第一号若しくは第二号の標準又覆量（特定又複数共済にあつては、同項第三号

の基準生産金額)若しくは同条第六項の共済価額の算定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫

(特定收穫共済におけるでは、その收穫共済の共済目的の種類等たる果樹は保有する果実の生産量

骨な認定が困難であること又は当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としたことその他当該果樹

につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあることとする。

第三十三条の四の二 法第一百一十条の三第一項の農林水産省令で定める事項には第一条の三第一項の規定を、法第一百一十条の三第一項の農林水産省令で定める基準には第一条の三第二項の規定

る。この場合において、同項各号中「同項第一号に規定する耕作、同項第四号に規定する栽培又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕」とあるのは、「共済事業を行う市町村が現に行つてゐる収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としている果樹の栽培」とする。

第三十三条の五 共済事業を行う市町村が、法第一百二十条の三第一項の規定により、当該市町村が現に行つてゐる収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を當む者から除外する者として共済事業の実施に関する条例で定めることができる者は、当該果樹の収穫共済の共済目的の種類等ごと又は樹体共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれもその収穫共済の共済目的の種類等ごと又は樹体共済の共済目的の種類等ごとに五アールを下らず三十アールを超えない範囲内で当該条例で定める面積未満である者とする。

第三十三条の五の二 法第一百二十条の三の二第一項本文又は第二項の規定による申出は、法第一百二十条の二第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

第三十三条の五の三 法第一百二十条の三の二第一項の農林水産省令で定める共済事故は、法第八十四条第一項第四号の共済事故のうち次の各号の一に掲げるものとする。

一 暴風雨（農林水産大臣の定めるものに限る。以下同じ。）による果実の減収以外の共済事故

二 降ひようによる果実の減収以外の共済事故

三 凍傷又は降霜による果実の減収以外の共済事故

四 暴風雨又は降ひようによる果実の減収以外の共済事故

第三十三条の五の四 組合等は、組合員等からその共済関係に係る共済掛金の支払につき確実な担保又は保証を徴している場合に限り、共済規程等の定めるところにより、法第一百二十条の四に規定する収穫共済の共済掛金の支払の期限を、当該共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了する時まで延長することができる。

第三十三条の六 法第一百二十条の五の農林水産省令で定める異動は、共済目的の譲渡、伐倒若しくは高接ぎ、パインアップルの開花促進処理に関する計画の変更（その変更により果実の年産の変更が生ずるものに限る。）、法第一百二十条の六第一項第一号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法の同号の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法以外のものへの変更又は第十九条の二第一項第四号の計画の変更とする。

第三十三条の六の二 組合等は、法第一百二十条の六第一項の規定により収穫共済の共済金額を定める場合には、収穫共済の共済目的の種類等ごとに、同項各号に掲げる金額のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者（同項第二号に掲げる金額については、その者が栽培する収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間ににおいて法第一百二十条の十に規定する果実の数量及び品質（法第一百二十条の三の二第二項の申出をした者にあっては、果実の数量）に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出售しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷する者が栽培する収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第一百二十条の十に規定する果実の数量及び価格に關する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限り、法第一百二十条の六第一項第三号に掲げる金額については、その者が栽培する収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第一百二十条の十に規定する果実の数量及び品質（法第一百二十条の三の二第二項の申出をした者にあっては、果実の数量）に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出售しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限り、法第一百二十条の六第一項第三号に掲げる金額については、その者が栽培する収穫共済の組合員又は果樹共済資格者についての収穫共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

第三十三条の六の三 法第一百二十条の六第一項第一号の農林水産省令で定める収穫共済は、法第一百二十条の三の二第三項の規定の適用を受けたる共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係るものすべてとする。

第三十三条の六の四 法第二百二十条の六第一項第一号の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

第三十三条の六の五 法第二百二十条の七第二項の規定により共済掛金率を割り引く場合における引後の共済掛金率は、同項に規定する組合員等に係る同条第一項又は第五項の共済掛金率から、その率に当該組合員等に係る防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率とする。

前項の防災施設割引率は、共済目的の種類ごと及び防災施設の種類ごとに農林水産大臣が地域別に定める割引率により、組合等が農林水産大臣の定めるところにより収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに定める。

第三十三条の七 第二十八条の規定は、法第二百二十条の七第四項第一号及び第八項第一号の農林水産省令で定める一定年間にについて準用する。

第三十三条の七の二 法第二百二十条の八第一項の農林水産省令で定める収穫共済は、法第二百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係るものすべてとする。

第三十三条の七の三 法第二百二十条の八第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の二十とする。

第三十三条の七の四 法第二百二十条の八第一項の農林水産省令で定める率は、同項の減収量の合計の同項の基準収穫量に対する割合に七分の十（第三十三条の七の二に規定する収穫共済にあつては、四分の五）を乗じて得た率から七分の三（第三十三条の七の二に規定する収穫共済にあつては、四分の一）を差し引いて得た率とする。

第三十三条の八 法第二百二十条の八第二項の農林水産省令で定める率は、同項の減収量の同項の基準収穫量に対する割合に四分の五を乗じて得た率から四分の一を差し引いて得た率とする。

第三十三条の八の一 法第二百二十条の八第三項の農林水産省令で定める率は、同項の減収量の同項の基質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該収穫共済の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないこととする。

第三十三条の八の二 法第二百二十条の八第三項の農林水産省令で定める率は、同項の減収量の同項の基質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該収穫共済の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないこととする。

第三十三条の八の三 法第二百二十条の八第六項の農林水産省令で定める金額は、十万円（共済価額の十分の一に相当する金額が十万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

第三十三条の九 法第二百二十条の八第六項の損害の額は、法第二百二十条の六第七項の規定により当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における当該共済事故に係る果樹の価額として組合等が定める金額（当該共済事故が第十六条第六項に規定する損傷である場合には、この金額に、当該果樹の当該損傷を受ける直前における樹冠容積のうち当該損傷に係る部分に相当する部分の当該樹冠容積に対する割合を乗じて得た金額）により、算定するものとする。

第三十三条の十 法第二百二十条の十一において準用する法第二百十一条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 組合等が当該果樹についての法第二百二十条の二第一項の規定による申込みにつき、次条の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなつた場合を除く。）
- 二 当該果樹が、その者が栽培する果樹でその栽培の業務の規模が法第二百二十条の二第一項の規定により共済規程等で定める基準に達しないものである場合
- 三 当該果樹が第三十三条の四に掲げる事由に該当する果樹である場合

第三十三条の十一 法第二百二十条の十一において準用する法第二百十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類ごとに、その者の法第二百二十条の二第一項の規定による申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している法第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹で法第二百二十条の二第一項の規定による申込みができるもののすべてでないこととする。

第三十三条の十二 法第二百二十条の十二第一項第一号の規定により共済規程等で定める栽培又は養蚕の業務の規模の基準は、当該組合等の行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされるい

る農作物又は蚕繭の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積又は蚕種の掃立量についての基準とし、当該農作物にあつては当該栽培面積につき五アールを下らず三十アールを超えない面積（北海道にあつては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）の範囲内で、蚕繭にあつては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積の範囲内で、蚕繭にあつては当該蚕種の掃立量につき〇・一二五箱を下らず二箱を超えない箱数の範囲内で定めるものとする。

前項の蚕種の掃立量については、第一条の二の二第二項の規定を準用する。

第三十三条の十三 法第二百二十条の十二第二第一項第二号の農林水産省令で定める事由は、畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること、当該農作物に係る法第二百二十条の十四第四項第一号若しくは第二号の基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る同項第三号の基準収穫量の適正な決定が困難であること、当該農作物若しくは蚕繭に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること又は当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあることとする。

第三十三条の十三の二 組合等は、次に掲げるところにより、法第二百二十条の十二第三項の区分と共済規程等で定めるものとする。

一 連続して作付けすることによりその生育に重大な支障を及ぼすおそれがある農作物については、一の区分とは、一の区分とすること。

二 前号に規定する農作物以外の農作物及び蚕繭については、共済目的の種類ごとに一の区分とすること。

第三十三条の十三の三 法第二百二十条の十三第一項の農林水産省令で定める要件には第一条の三第三項の規定を、法第二百二十条の十三第一項の農林水産省令で定める基準には第一条の三第三項の規定を適用する。この場合において、同項各号中「同項第一号に規定する耕作、同項第四号に規定する栽培又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕」とあるのは、「共済事業を行う市町村が現に行つている畑作物共済においてその共済目的の種類としている農作物又は蚕繭に係る栽培又は養蚕」とする。

第三十三条の十四 共済事業を行う市町村が、法第二百二十条の十三の規定により、当該市町村が現に行つている畑作物共済においてその共済目的の種類としている農作物又は蚕繭に係る栽培又は養蚕の業務を営む者から除外する者として共済事業の実施に関する条例で定めることができる者は、当該農作物の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれもその畑作物共済の共

济目的の種類等ごとに五アールを下らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあつては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない範囲内）で当該条例で定める面積未満である者は当該蚕繭の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量のいずれもその畑作物共済の共済目的の種類等ごとに〇・二五箱を下らず二箱を超えない範囲内で当該条例で定める箱数未満である者とする。

第三十三条の十四の二 組合等は、法第二百二十条の十四第一項の規定によりばれいしよ、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップに係る畑作物共済の共済金額を定める場合には、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、同項第二号に掲げる金額について定めるものとする。

組合等は、法第二百二十条の十四第一項の規定により大豆に係る畑作物共済の共済金額を定める場合には、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、同項第一号及び第一号に掲げる金額のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者（同項第二号に掲げる金額について定めるものとする。）の者が耕作する畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生

産量のおおむね全量を過去五年間において法第一百二十条の十八において準用する法第一百二十条の十に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。)が申し出た一の金額を当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者についての畑作物共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

第三十三条の十五 組合等は、法第一百二十条の十四第二項の規定により同条第一項各号の単位当たり共済金額を定める場合には、農作物にあつては組合等の区域(都道府県知事が法第一百二十条の十五第一項の規定により地域を定めた場合にあつては、その地域。以下この項及び次項並びに第四十七条の三十三第一項及び第二項において同じ。)ごとに、蚕繭にあつては組合等の区域ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごとに、法第一百二十条の十四第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

組合等が法第一百二十条の十五第六項の規定により危険段階の別を定めた場合には、前項の規定にかかわらず、当該組合等は、法第一百二十条の十四第二項の規定により同条第一項各号の単位当たり共済金額を定める場合には、農作物にあつては組合等の区域ごと及びその危険段階別に、蚕繭にあつては組合等の区域ごと、共済責任期間による種別ごと及びその危険段階別に、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

組合等は、前二項の規定にかかわらず、共済規程等で、その農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者について、前二項の規定により当該組合等が定めた金額と異なる金額(法第一百二十条の十四第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちから組合等が共済規程等で定める金額のうちのいづれかの金額に限る。)を同条第一項各号の単位当たり共済金額とすることができる。

第三十三条の十六 第二十八条の規定は、法第一百二十条の十五第四項の農林水産省令で定める一定年間にについて準用する。

第三十三条の十七 法第一百二十条の十六第二項の農林水産省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一　は種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獸害により発芽若しくは活着しなかつた場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獸害により滅失した場合において再びは種又は移植したこと。

二　植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかつた場合はその他共済事故により収穫の見込みがない場合において当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けたこと。

第三十三条の十八 法第一百二十条の十八において準用する法第一百十二条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　組合等が当該農作物又は蚕繭についての法第一百二十条の十二第一項の規定による申込みにつき、次条の理由によりその承諾を拒んだ場合(同条の理由がなくなつた場合を除く。)

二　当該農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う農作物又は蚕繭でその栽培又は養蚕の業務の規模が法第一百二十条の十二第一項第一号の規定により共済規程等で定める基準に達しないものである場合

三　当該農作物又は蚕繭が第三十三条の十三に掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭である場合

第三十三条の十九 法第一百二十条の十八において準用する法第一百十二条の四の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

一　その者の法第一百二十条の十二第一項の規定による申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う法第八十四条第一項第六号の農作物又は蚕繭で法第一百二十条の十二第一項の規定による申込みができるもののすべてでないこと。

二　その者の法第一百二十条の十二第一項の規定による申込みに係る農作物の作付けが共済規程等で定める作付基準に適合しないこと。

第三十三条の十九の二 組合等は、法第一百二十条の十八において準用する法第一百二十条の四に規定する畑作物共済の共済掛金(茶及びさとうきびに係るものを除く。)の払込みの期限までに当該共済掛金の額を確定することができる場合には、共済規程等の定めるところにより、当該額を確定することができる時期として共済規程等で定める時期までの期間を超えない範囲内で、当該期限を延長することができる。

第三十三条の二十 法第一百二十条の十八において準用する法第一百二十条の五の農林水産省令で定める異動は、農作物にあつては共済目的の譲渡、収穫適期前の掘取り、刈取り、抜取り若しくはすき込み又は法第一百二十条の十二第一項第一号の規定により栽培方法等に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法等の同号の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法等以外のものへの変更とし、蚕繭にあつては共済目的の譲渡及び収繭期前の棄蚕とする。

第三十三条の二十一 法第一百二十条の十九第二項の農林水産省令で定める事由は、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること又は当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であることその他当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず若しくは行われないおそれがあることとする。

第三十三条の二十二 共済事業を行う市町村が、法第一百二十条の二十の規定により、同条各号に掲げる要件のすべてを備えている者から除外する者として共済事業の実施に関する条例で定めることができる者は、その者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が二アールを下らず五アールを超えない範囲内で当該条例で定める面積未満である者とする。

第三十三条の二十三 法第一百二十条の二十の二第一項の規定による申出は、法第一百二十条の十九第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

第三十三条の二十四 法第一百二十条の二十三第一項の農林水産省令で定める特定園芸施設の区分は、別表のとおりとする。

第三十三条の二十五 第二十八条の規定は、法第一百二十条の二十三第二項の農林水産省令で定める一定年間にについて準用する。

第三十三条の二十六 法第一百二十条の二十四第一項の農林水産省令で定める金額は、三万円(共済価額の十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額)とする。

第三十三条の二十七 法第一百二十条の二十四第一項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各物の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

一 特定園芸施設　当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

二 附帯施設　当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

三 施設内農作物　当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

組合等は、前項の規定にかかわらず、共済規程等で定めたときは、その農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者について、次のいづれかの場合には、同項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額(共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用であつて、農林水産大臣が定めるものの額(その額が農林水産大臣が定める金額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た金額により、法第一百二十条の二十四第一項の損害の額を算定することができる。

一 特定園芸施設撤去費用額　当該園芸施設撤去費用額が農林水産大臣が定める金額を超える場合

二 特定園芸施設の共済事故による損害（被覆材の損害を除く。）の割合が農林水産大臣が定める割合を超える場合

組合等は、前二項の規定にかかるわらず、共済規程等で定めたときは、その農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者について、前二項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額（共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設（以下この項において「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額（その差し引いて得た金額が農林水産大臣が定める金額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）をいう。）を加えて得た金額により、法第二百二十条の二十四第一項の規定による申出は、法第二百二十条の十九第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

第三十三条の二十八 法第二百二十条の二十五において準用する法第二百十一条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 当該特定園芸施設が第三十三条の二十一に掲げる事由に該当する特定園芸施設である場合
- 二 当該特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設である場合
- 三 当該特定園芸施設が、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が二アールを下らず五アールを超えない範囲内で共済規程等で定める面積未満である者が所有する特定園芸施設である場合

第三十三条の二十九 法第二百二十条の二十五において準用する法第二百十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由は、特定園芸施設を管理する者が申込みをした場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に對して原状回復義務を負つていなすこと、当該申込みに係る特定園芸施設が第三十三条の二十一に掲げる事由に該当すること又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設であることとする。

第三十三条の三十 法第二百二十条の二十五において準用する法第二百十一条の五の農林水産省令で定める異動は、共済目的の譲渡、移転、解体、増築、改築、構造若しくは材質の変更若しくは共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）若しくは滅失、共済目的を他の保険若しくは共済共済に付したこと、施設内農作物の種類若しくは栽培期間の変更又は施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済における施設内農作物の発芽若しくは移植とする。

第三十三条の三十一 法第二百二十条の二十七において準用する法第二百十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由は、その申込みに係る共済目的につき、任意共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本質にてらし著しく平衡を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため任意共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由がある場合とする。

前項の規定は、法第二百二十条の二十八第二項において準用する法第二百十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由について準用する。

第三十四条の二 法第二百二十三条规定により保険規程で定めることができる保険金額は、同条第一項第二号の金額があつては同号の共済金額の百分の七十に相当する金額、同項第三号の金額があつては同号の共済金額の八十に相当する金額とする。

第三十四条の二の二 法第二百十五条规定により保険規程で定めることができる保険金額は、同条第一項の規定によることを准用する。

前項の価額には、法第二百十四条の二第二項及び第三項並びに第二十九条の九の二第二項の規定によることを准用する。

第三十四条の二の二の二 法第二百十五条第六項から第八項までの規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係について、法第二百二十四条第三項第一号の規定により家畜異常事故による損害に該当しない共済事故による損害に対応するものとして算定される率又は同号の規定により家畜異常事故による損害に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対するものとして算定される率は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

区分	家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして算定される率	家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対するものとして算定される率
法第二百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率	法第二百十五条第一項第一号の率を算術平均した率	法第二百十五条第一項第一号の率を算術平均した率
同項第一号及び第二号の率を合計した率	同項第一号の率を算術平均した率	同項第一号の率を算術平均した率
同条第九項において準用する同条第三項第一号及び第二号の率を合計した率	同条第九項において準用する同条第三項第一号の率を算術平均した率	同条第九項において準用する同条第三項第一号の率を算術平均した率

法第百十五条第六項の規定により共済掛金率が定められる共済	当該共済關係に係る家畜で當該農業共済組合連合会の組合員たる者とその間に當該共済關係の存する者が當該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第百四十四条第四項の規定による共済金額の増額が行なわれた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、當該共済掛金率を算術平均した率
法第百十五条第八項の規定により共済掛金率が定められる共済	同項第三号の率
法第百十五条第八項の規定により共済掛金率が定められる共済	同項第三号の率
関係に係る保険關係	十五条第四項第三号の率を算術平均した率
前項の価額には、法第百二十四条の一第二項及び第三項並びに第二十九条の九の二第二項の規定を準用する。	
第三十四条の二の三 法第百二十四条第四項第一号イの規定により共済掛金率を基礎として算定される率の算出は、収穫異常共済掛金標準率から、その率に当該共済關係に係る第三十三条の六の第五第一項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いてするものとする。	
第三十四条の三 法第百二十五条第一項第三号ロの疾病又は傷害による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用（初診料を除く。）のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得られる金額とする。	
前項の金額は、組合等が支払うべき共済金の額を限度とする。	
第三十四条の四 法第百二十五条第四項において準用する法第一百二十三条第二項の規定により法第一百二十五条第一項第三号の金額（家畜異常事故に係るもの）及び同項第四号の金額（代わるべき金額を定めることが出来るのは、法第一百二十三条第二項の規定により農業共済組合連合会が家畜共済につき保険規程で共済金額の百分の八十に相当する金額に代わるべき金額を保険金額を保險規程として定めた場合又は畑作物共済若しくは園芸施設共済につき保険規程で共済金額の百分の九十に相当する金額に代わるべき金額を保險金額として定めた場合とし、その場合において保険規程で定めることができる保険金の金額は、家畜共済に係るものにあつては法第一百二十五条第一項第三号の金額（家畜異常事故に係るもの）の八十分の百に相当する金額に共済金額に相当する金額に対する保険金額の割合を乗じて得られる金額とし、畑作物共済又は園芸施設共済に係るものにあつては同項第四号の共済金の百分の八十に相当する金額とする。	
第三十四条の五 法第一百二十七条第一項の規定による通知は、農作物共済、果樹共済又は畑作物共済にあつては毎年共済責任期間の開始後遅滞なく、家畜共済、園芸施設共済又は任意共済については毎月するものとする。	
第三十五条 法第百三十条の農林水産省令で定める勘定区分は、第十九条の三各号に掲げる勘定区分とする。	
第三十五条の二 第三十三条の三十一第一項の規定は、法第一百三十二条の二第二項において準用する法第一百十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由について準用する。	
第三十五条の二の二 法第百三十五条第六号ロの農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、同号イの保険金額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて算定するものとする。	
一 共済責任期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率	

二 農作物区分、共済責任期間中に発生した災害の種類、当該共済金に係る減収量及びその減収量に係る被害面積、当該共済金の額その他保険金の額の決定に必要な事項

三 共済関係を明らかにすべき事項、共済事故の種類、原因及び経過、共済金その他保険金の額の決定に必要な事項

四 果樹共済保険区分、収穫共済の共済目的の種類等又は樹体共済の共済目的の種類等、被害地区、災害の種類、共済金の支払見込額、当該共済金の支払見込額に係る減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下の程度（特定収穫共済にあっては、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額）又は損害の額及びその減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下（特定収穫共済にあっては、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額）又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）の概数その他の災害の状況を明らかにすべき事項

五 果樹共済保険区分、収穫共済の共済目的の種類等又は樹体共済の共済目的の種類等、共済責任期間中に発生した災害の種類、当該共済金に係る減収量若しくは減収金額若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びその減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下（特定収穫共済にあっては、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額）又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）の概数その他の災害の状況を明らかにすべき事項

六 畑作物共済保険区分、畑作物共済の共済目的の種類等、被害地区、災害の種類、共済金の支払見込額、当該共済金の支払見込額に係る減収量及びその減収量に係る被害面積（畑蘭に係る畑作物共済にあっては、被害箱数。次号において同じ。）の概数その他の災害の状況を明らかにするべき事項

七 畑作物共済保険区分、畑作物共済の共済目的の種類等、被害地区、災害の種類、共済金の支払見込額、当該共済金の額及びその減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下（特定収穫共済にあっては、生産金額の減少額）又は損害の額に係る被害面積、当該共済金の額その他の保険金の額の決定に必要な事項

八 第四十一条 第三十八条から第四十条まで及び第四章の規定は、政府の保険事業について準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と、「再保險金」とあるのは「保険金」と、「保険金支払」とあるのは「共済金支払」と、「再保險料」とあるのは「保険料」と読み替えるものとする。

第三章 交付金

第九条 農作物交付対象負担金額のうち令第一条第一項第一号に掲げる金額又は収穫交付対象

負担金額若しくは樹体交付対象負担金額のうち令第一条の二第一項第一号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額については、当該金額の交付を受けける組合等（特定組合を除く。以下第四十五条までにおいて同じ。）の該当農作物区分又は果樹共済再保險区分に係る共済

掛金の合計金額中その組合員等の負担に係る部分の金額に対する当該組合等が徴収した当該負担

金額又は令第一条の二第一項第一号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額に係る

する同号に掲げる金額又は畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の三第一項第一号に掲げる金額については、当該金額の交付を受ける組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等（令第一条第一項第二号又は令第一条の二第一項第二号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額にあっては、当該農作物交付対象負担金額又は収穫交付対象負担金額若しくは樹体交付対象負担金額が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべきその組合等に係る再保險料相当金額（令第一条第一項の再保險料相当金額をいう。以下同じ。）又は再保險料に相当する金額を超える組合等に限る。）の当該農作物区分、果樹共済再保險区分又は畑作物共済再保險区分に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合等の組合員等の負担に係る部分の金額に對するこれらの組合等が徴収した当該負担に係る部分の金額の割合が前項の表の上欄に掲げる割合に該当する場合に、当該令第一条第一項第二号に掲げる金額、令第一条の二第一項第二号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額又は令第一条の三第一項第一号に掲げる金額にそれぞれ当該下欄に掲げる率を乗じて得た金額（当該令第一条第一項第二号に掲げる金額、令第一条の二第一項第二号若しくは同条第二項において准用する同号に掲げる金額、令第一条の三第一項第一号に掲げる金額につき既に交付を受けた金額があるときは、その既に交付を受けた金額を差し引いて得た金額）を超えない金額を交付するものとする。

第一項の規定は、特定組合農作物交付対象負担金額のうち令第一条第二項第一号に掲げる金額又は特定組合収穫交付対象負担金額、特定組合樹体交付対象負担金額若しくは特定組合畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の二第二項若しくは第四項若しくは令第一条の三第二項において准用する同号に掲げる金額について准用する。この場合において、第一項中「組合等」とあるのは「特定組合」と、「又は果樹共済再保險区分」とあるのは「果樹共済保険区分又は畑作物共済保険区分」と、「組合員等」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第四十二条 政府は、法第十三条第二項（法第十三条の六において准用する場合を含む。）の規定により、農作物交付対象負担金額のうち令第一条第一項第二号に掲げる金額、収穫交付対象負担金額若しくは樹木交付対象負担金額若しくは特定組合畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の二第二項第二号若しくは同条第三項において准用する同号に掲げる金額又は畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の三第一項第一号に掲げる金額若しくは畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の二第二項第二号若しくは同条第三項において准用する同号に掲げる金額又は畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の三第二項において准用する同号に掲げる金額について准用する。この場合において、第一項中「組合等」とあるのは「特定組合」と、「又は果樹共済再保險区分」とあるのは「果樹共済保険区分又は畑作物共済保険区分」とあるのは「果樹共済保険区分又は畑作物共済保険区分」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

政府は、法第十三条の六において准用する法第十三条第二項の規定により、農業共済組合連合会ごとに、当該農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等に係る法第十三条の二の規定による負担金の合計額（以下「家畜交付対象負担金合計額」という。）又は法第十三条の五の規定による負担金の合計額（以下「園芸施設交付対象負担金合計額」という。）が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき家畜共済に係る再保險料の合計額（以下「家畜再保險料合計額」という。）又は園芸施設共済に係る再保險料（当該再保險料のうち、法第百三十六条第七項第二号に掲げる金額にあつては、保険金額に園芸施設再保險料基礎率乙を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額（法第百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあっては、その金額に法第百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）の合計額（以下「園芸施設再保險料合計額」という。）を超えるときは、その超える部分の金額（法第十三条の二の規定による負担金にあつては、その超える部分の金額が、当該農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等が当該農業共済組合連合会に支払うべき家畜共済又は園芸施設共済に係る保険料の一部に充てるため、当該農業共済組合連合会に交付するものとする。

第四十三条 政府は、法第十三条第二項の規定により、農作物交付対象負担金額のうち令第一条第一項第三号に掲げる金額を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等の属する農業共済組合連

割合	率
三割以上五割未満	百分の五十
五割以上七割未満	百分の七十
七割以上九割未満	百分の九十
九割以上	百分の百

農作物交付対象負担金額のうち令第一条第一項第二号に掲げる金額、収穫交付対象負担金額若しくは樹体交付対象負担金額のうち令第一条の二第一項第二号若しくは同条第三項において准用する

合会が政府に支払うべき当該組合等の当該農作物区分に係る再保険料相当金額の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上するものとする。

政府は、法第十三条の六において準用する法第十三条第二項の規定により家畜交付対象負担額（その額が家畜再保險料合計額を超えるときは、当該家畜再保險料合計額に相当する金額）を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき家畜共済に係る再保險料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保險料収入に計上するものとする。

第一項の規定は、収穫交付対象負担金額又は樹木交付対象負担金額のうち令第一條の二第一項第三号又は同条第三項において準用する同号に掲げる金額について準用する。この場合において、「法第十三第二項」とあるのは、「法第十三条の六において準用する法第十三第二項」と、「当該組合等の当該農作物区分に係る再保険料相当金額」とあるのは、「当該果樹共済再保険区分に係る再保険料」と読み替えるものとする。

準用する法第十三条第二項」と、「当該組合等の当該農作物区分に係る再保険料相当金額」とあ

るのは「当該畑作物共済再保險区分に係る再保険料」と読み替えるものとする。この場合において、「その額が家畜再保険料合計額」とあるのは、「その額が園芸施設再保険料合計額」と、「当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料」とは「その額が園芸施設再保険料合計額」と同一の額である。

施設共済」と読み替えるものとする。

特定組合農作物交付対象負担金額のうち令第一條第二項第一号に掲げる金額又は特定組合収穫交付対象負担金額、特定組合樹木交付対象負担金額若しくは特定組合畑作物交付対象負担金額のうち第一項の二第二項告へては令第一條の三第二項に依て進むる同号に於て揚げ

セシウム第一項の二第二項若しくはセシウム第一項の三第一項において適用する同号に付ける金額を、特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合が政府に支払うべき当該農作物区分の果樹共済保険区分又は当該畑作物共済保険区分に係る保険料の全部又は一部に充てて、食料安定

供給特別会計の保険料収入に計上するものとする。

ち、百四十五条の六第六項第二号に掲げる金額にあつては、共済金額に園芸施設保険料基礎率乙を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額（法第二百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に法第二百

十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)の合計額(以下「園芸施設保険料合計額」という。)を超えるときは、当該家畜保険料合計額又は園芸施設保険料合計額に相当する額(以下「合計額」といふ)をもって、右の手続をもつて交付する。

る金額)を特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合に係る家畜保険料合計額若しくは園芸施設保険料合計額の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の保険料収入に計上するものとする。

第四十四条 組合等は、農作物共済、家畜共済及び果樹共済について、農作物区分別の農作物共済、家畜共済及び果樹共済再保険区分別の果樹共済の区分ごとに、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき当該農作物区分別の農作物共済、家畜共済又は果樹共済再保険区分別の果樹共済に係る保険料に相当する金額（家畜共済については、その合計額）が当該組合等の当該農作物区分別の農作物共済、家畜共済又は果樹共済再保険区分別の果樹共済に係る農作物交付対象負担金額、家畜交付対象負担金合計額又は収穫交付対象負担金額若しくは樹木交付対象負担金額を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を当該農業共済組合連合会に支払うものとする。

組合等は、畑作物共済及び園芸施設共済について、畑作物共済再保険区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき當該作物共済再保険区分別の畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険料の合計額から当該組合等の當該畑作物共済再保険区分別の畑作物共済又は園芸施設共済に係る畑作物交付対象負担金額又は法第十三条の五の規定による負担金の合計額を差し引いて得た金額を、当該保険料の一部に充てたるめ、当該農業共済組合連合会に支払うものとする。

第四十五条 農業共済組合連合会は、農作物共済について、当該農業共済組合連合会の組合員たる

組合等は、畑作物共済及び園芸施設共済について、畑作物共済再保険区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき當該畑作物共済再保険区分別の畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険料の合計額から当該組合等の當該畑作物共済再保険区分別の畑作物共済又は園芸施設共済に係る畑作物交付対象負担金額又は法第十三条の五の規定による負担金の合計額を差し引いて得た金額を、当該保険料の一部に充てるため、当該農業共済組合連合会に支払うものとする。

第四十五条 農業共済組合連合会は、農作物共済について、当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごと及び農作物区分ごとに、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき當該組合等の当該農作物区分に係る再保険料相当金額に相当する金額が当該組合等の当該農作物区分に係る農作物交付対象負担金額を超えるときは、当該再保険料相当金額の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

農業共済組合連合会は、家畜共済について、当該農業共済組合連合会に係る家畜再保険料合計額が当該農業共済組合連合会に係る家畜交付対象負担金合計額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

農業共済組合連合会は、果樹共済について、当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等」と及び果樹共済再保険区分ごとに、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該果樹共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額が当該組合等の当該果樹共済再保険区分に係る収穫交付対象負担金額又は樹体交付対象負担金額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てたため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

農業共済組合連合会は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分ごとに、当該農業共済組

合連合会が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額が当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。
農業共済組合連合会は、園芸施設共済について、当該農業共済組合連合会に係る園芸施設再保險料合計額が当該農業共済組合連合会に係る園芸施設交付対象負担金合計額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

特定組合は、農作物共済、果樹共済及び畠作物共済について、農作物区分別の農作物共済、果樹共済保険区分別の果樹共済及び畠作物共済保険区分別の畠作物共済の区分ごとに、当該特定組合が政府に支払うべき当該農作物区分別の農作物共済、果樹共済保険区分別の果樹共済又は畠作

物共済保険区分別の畠作物共済に係る保険料に相当する金額が当該特定組合に係る特定組合農作物交付対象負担金額、特定組合収穫交付対象負担金額若しくは特定組合樹木交付対象負担金額又は特定組合畠作物交付対象負担金額を超えるときは、当該保険料に相当する金額の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

特定組合は一家畜共済及び園芸施設共済について、当該特定組合に係る家畜保険料合計額又は園芸施設保険料合計額が当該特定組合の組合員に係る法第十三条の二の規定による負担金の合計額又は法第十三条の五の規定による負担金の合計額を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

第四章 農林漁業保険審査会の審査の申立て
第四十五条の二 法第百四十一一条第一項の規定により農漁業保険審査会の審査を受けようとするときは、農業共済組合連合会は、次の事項を記載した審査申立書に証拠書類があるときはこれを添え、農林水産大臣を通じて、農漁業保険審査会に提出しなければならない。

第四章 農林漁業保険審査会の審査の申立
第四十五条の二 法第一百四十二条第一項の規定に

きは、農業共済組合連合会は、次の事項を記載した審査申立書に証拠書類があるときはこれを添え、農林水産大臣を経て、農漁業保険審査会に提出しなければならない。

農業共済組合連合会の名称及び
申立ての目的たる再保険の表示

申立ての趣旨
申立ての理由
証拠方法
申立ての年月日

第四十五条の三 農漁業保険審査会の審査の申立ての取下げをしようとするときは、農業共済組合連合会は、書面でしなければならない。

第五章 雜則

第四十六条 行政庁の職員は、法第百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定により組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務又は会計）の状況を検査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則 抄

この省令は、公布の日から、これを施行する。

第四十七条の二 組合等の行う家畜共済の規模を勘案して農林水産大臣が定める基準に適合する組合等の行う家畜共済に係る保険金額についての第三十四条の規定の適用については、当分の間、同条中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十又は百分の七十」とする。

第四十七条の三 法第百五十条の二第一項ただし書の農林水産省令で定めるやむをえない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された法第百五十条の二第一項の新規開田地等（以下「新規開田地等」という。）（昭和四十四年三月三十一日以前にその造成が完了したものと除く。）において水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

二 米穀の生産の転換又は休止を図るために施策が実施されたため水稻の耕作を行なわなかつたことにより法第百五十条の二第一項第二号の耕地に該当することとなつた耕地において水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

三 水稻の耕作を行なう耕地（新規開田地等を除く。次号において同じ。）が土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条に規定する事業の用に供されることとなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

四 水稻の耕作を行なう耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他のやむをえない事由により耕地を水稻の耕作の目的に供さないこととなつたこと。

五 その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

第四十七条の四 法第百五十条の二第一項第二号の農林水産省令で定める一定年間は、三年間とする。

第四十七条の五 法第百五十条の三第二項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該指示に係る処置の内容

二 当該指示に係る家畜の種類ごとの頭数

三 当該指示に係る処置につき負担する費用

第四十七条の六 組合等は、法第百五十条の三の三第一項の規定により同項の割合を定める場合に

は、農作物共済の目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、同項の規定により農林水産大臣が定める割合のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の割合について定めるときは、当該複数の割合のうちからその農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者が申し出た一の割合（当該農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者が申し出をしない場合については、当該複数の割合のうちから当該組合等が定める一の割合）を当該農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者についての農作物共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

第四十七条の七 法第百五十条の三の三第二項の農林水産省令で定める収入金額は、次に掲げる金額とする。

一 農業の担い手に対する経営の安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金のうち麦に係る金額に相当する金額

二 経営所得安定対策交付金のうち当該年度において生産した麦の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額に相当する金額（前号に掲げるものを除く。）

第四十七条の八 法第百五十条の三の四の農林水産省令で定める農作物の減収又は品質の低下は、農林水産大臣の定める準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないこととする。

前項の基準収穫量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに農林水産大臣の定める準則に従い、過去一定年間におけるその者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該農作物の品質の程度に応じ、一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、組合等が定める数量とする。

第四十七条の九 組合等は、法第百五十条の三の五第一項において読み替えて適用する法第百六条第一項の規定により水稻又は麦に係る農作物共済の共済金額を定める場合には、第二十七条の七第一項の規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第百六条第一項各号に掲げる金額及び法第百五十条の三の三第一項に規定する金額のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者（法第百六条第一項第三号に掲げる金額については、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量が乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は壳渡数量）の調査（当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）により適正に確認できる者に限り、法第百五十条の三の三第一項に規定する金額については、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又はその者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の数量及び品位が実測により適正に確認できる者に限る。）が申し出た一の金額（当該農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者が申し出をしない場合には、当該複数の金額のうちから当該組合等が定める一の金額）を当該農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者についての農作物共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

第四十七条の十 法第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済についての第十七条の十三の二、第二十七条の二、第二十七条の五第二号、第三十七条第一号及び第二号並びに第四十条の九第一号及び第二号の規定の適用については、第十七条の十三の二中「特定収穫共済の共済目的たる果樹に係る収穫物にあつては、品質若しくは価格」とあるのは「若しくは価格」と、第二十七条の二中「法第百九条第一項、第二項若しくは第三項の基準収穫量」とあるのは「法第百五十条の三第一項の基準生産金額」と、第二十七条の五第二号中「耕作面積」とあるのは「耕作面積及び当該農作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画」と、第三十七条第一号中「減収量及び」とあるのは「減収量及び生産金額の減少額並びに」と、同条第二号中「減収量及びその減収量に係る被害面積、当該保険金」とあるのは「減収量及び生産金額の減少額並びにその減収量に係る被害面積並びに当該保険金」と、第四十条の九第一号中「減収量及び」とあるのは「減収量及び生産金額の減少額並びに」と、同条第二号中「減収量及びその減収量に係る被害面積、当該共済金」とあるのは「減収量及び生産金額の減少額並びにその減収量に係る被害面積並びに当該共済金」とする。

第四十七条の十一 組合等は、法第百五十条の四第一項に規定する共済金を支払う場合には、あらかじめ、共済規程等にその旨を定めるとともに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。前項の共済金の金額は、農林水産大臣の定める金額を限度とする。

第四十七条の十二 法第百五十条の四第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める率は、第二十八条の二の規定により組合等が定めた割合又は組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める率とする。

第四十七条の十三 法第百五十条の五の農林水産省令で定める率は、第二十八条の二の規定により組合等が定めた割合又は組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める率とする。組合等が定めた割合又は組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める率とする。

第四十七条の十四 法第百五十条の五の三第一項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする。

一 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。

二 過去三年間ににおいて母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

三 過去三年間ににおいてその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚（第四十七条の十六に規定する特別の事由により飼養するに至った肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

四 肉豚を過去三年間ににおいて肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

第四十七条の十五

法第百五十条の五の三第二項において準用する法第百十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由は、その申込みに係る肉豚のうちに第二十九条の四第三号から第五号までに掲げる要件に該当するものが含まれているため、その申込みを承諾するとすれば、肉豚を組合等の包括共済関係又は特定包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく平衡を欠くこととなるおそれがあることとする。

第四十七条の十六 法第百五十条の五の五第一項の農林水産省令で定める特別の事由は、畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させる必要が生じたこと又は共済事故の発生による飼養頭数の減少を補う必要が生じたこととする。

第四十七条の十七 組合等との間に特定包括共済関係の存する者は、法第百五十条の五の六において準用する法第百十一条の八の規定により、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第四条第一項の届出伝染病にあつては、農林水産大臣が指定するものに限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

第四十七条の十八 法第百五十条の五の七第一項の農林水産省令で定める異動は、法第百五十条の五の五第一項前段又は第三項に規定する異動とする。

法第百五十条の五の七第一項の農林水産省令で定める基準日は、共済掛金期間の開始の日から一箇月を経過するごとの日とする。

第四十七条の十九 法第百五十条の五の八第三項において準用する法第百十四条第四項前段の規定による共済金額の増額の請求は、当該肉豚の異動があつた日の属する基準期間の開始の日から二週間以内にしなければならない。

法第百五十条の五の八第三項において準用する法第百十四条第四項後段の規定による共済掛金の支払は、前項の請求をした日から二週間以内にしなければならない。

第四十七条の二十 法第百五十条の五の九第二項において準用する法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額については、第二十九条の九の二第三項の規定を準用する。

第四十七条の二十一 法第百五十条の五の十第一項の損害の額については、第三十二条の規定を準用する。

第四十七条の二十二 法第百五十条の五の十第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりと

一 共済掛金期間の月数別

二 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡により支払うものとその他のものとの別

三 法第百五十条の五の十第三項において準用する法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額については、第二十九条の九の二第三項の規定により組合等が定める金額に付する。組合等が定める金額については、第二十九条の九の二第三項の規定により組合等が定める金額に付する。

第四十七条の二十三 法第百五十条の五の十第三項において準用する法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額に付する。

第四十七条の二十四 特定包括共済関係に係る法第百十八条第一項ただし書の農林水産省令で定められた場合、次に掲げる場合とする。

一 第三十三条の二第一号又は第二号に掲げる要件に適合する場合

二 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る肉豚が、法第百五十条の五の四の規定によりイの特定包括共済関係に係る共済責任の開始の際に消滅した包括共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されており、かつ、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚でなくなつた後二週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。

三 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から特定包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚でなくなつた後二週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。

四 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る肉豚が法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。

四 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故に係る家畜が法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。

四 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から

イの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりイの組合等の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。

四 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から

イの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人により同一の組合等の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。

四 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から

イの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人により同一の組合等の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。

二十条の六第一項第三号に掲げる金額については、その者が栽培する収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第百二十条の十に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。)が申し出た一の金額を当該農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者についての収穫共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

第四十七条の二十七 法第百五十条の五の十三第一項の農林水産省令で定める収穫共済は、法第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係るものすべてとする。

第四十七条の二十八 法第百五十条の五の十三第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の七十とする。

第四十七条の二十九 法第百五十条の五の十四第一項の農林水産省令で定める収穫共済は、法第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係るものすべてとする。

第四十七条の三十 法第百五十条の五の十四第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の三十とする。

第四十七条の三十一 法第百五十条の五の十四第一項の農林水産省令で定める率は、同項の減収量の同項の基準収穫量に対する割合に三分の五(第四十七条の二十九に規定する収穫共済にあつては、七分の十)を乗じて得た率から三分の二(第四十七条の二十九に規定する収穫共済にあつては、七分の三)を差し引いて得た率とする。

第四十七条の三十二 組合等は、法第百五十条の六第一項の規定により大豆に係る畑作物共済の共済金額を定める場合には、第三十三条の十四の二第二項の規定にかかるわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第百二十条の十四第一項第一号及び第二号並びに第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額のうちから定めることができる。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者(法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額については、その者が耕作する畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第百二十条の十八において規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。)が申し出た一の金額を当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

前項の規定は、組合等が法第百五十条の六第一項の規定により茶に係る畑作物共済の共済金額を定める場合について準用する。この場合において、前項中「第三十三条の十四の二第二項」とあるのは「第三十三条の十四の二第三項」と、「及び第一号並びに第百五十条の六第一項第一号」とあるのは「(及び第一号)と、(数量)」とあるのは「(及び第一号)と、(数量及び価格)」と読み替えるものとする。

第四十七条の三十三 組合等は、法第百五十条の六第二項の規定により同条第一項第一号の単位当たり共済金額を定める場合には、組合等の区域ごとに、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

組合等が法第百二十条の十五第六項の規定により危険段階別を定めた場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、当該組合等は、法第百五十条の六第二項の規定により同条第一項第一号の単位当たり共済金額を定める場合には、組合等の区域ごと及びその危険段階別に、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

組合等は、前二項の規定にかかるわらず、共済規程等で、その農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者について、前二項の規定により当該組合等が定めた金額と異なる金額(法第百五十条の六第二項の規定により農林水

産大臣が定める金額のうちから組合等が共済規程等で定める金額のうちのいづれかの金額に限る。)を同条第一項第一号の単位当たり共済金とすることができる旨を定めることができる。

第四十七条の三十四

法第百五十条の七第二項の農林水産省令で定める農作物の減収は、農林水産大臣の定める基準収穫量にその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量にその年における当該組合員等の収穫に係る当該収穫物の価格に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないこととする。

第四十七条の三十五

法第百五十条の七第二項に規定する畑作物共済についての第十七条の十三の二、第十九条の二第二項第一号ハ、第三十三条の十三、第三十七条第六号及び第七号並びに第四十条の九第六号及び第七号の規定の適用については、第十七条の二中「品質(特定収穫共済の共済目的たる果樹に係る収穫物にあつては、品質若しくは価格)」とあるのは「価格」と、第十九条の二第二項第一号ハ中「事項」とあるのは「事項及び畑作物共済に付する申込みに係る畑作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画」と、第三十三条の十三中「法第百二十条の十四第一項第一号若しくは第二号の基準収穫量」とあるのは「法第百五十条の六第一項第二号の基準生産金額」と、第三十七条第六号中「減収量及び生産金額の減少額並びに」と、同条第七号中「減収量及びその減収量に係る被害面積、当該保険金」とあるのは「減収量及び生産金額の減少額並びにその減収量に係る被害面積並びに当該保険金」とする。

第四十八条

左の省令は、これを廃止する。

第四十八条 左の省令は、これを廃止する。
農業保険法施行規則
水稻冷害共済事業補助令施行規則
畜産保険法施行規則
附 則 (昭和二三年八月五日農林省令第六七号)
 この省令は、公布の日から施行する。
農林保険審査会規程施行規則 (昭和十六年十一月農林省令第七十九号)は廃止する。
附 則 (昭和二十四年六月二一日農林省令第五四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和二十四年二月三日農林省令第六号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二四年一月一五日農林省令第一一七号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和二八年六月一〇日農林省令第一一七号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和二八年七月一九日農林省令第四八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行し、水稻、陸稻及び蚕繭について、昭和二十八年産のものから、麦については、昭和二十九年産のものから適用する。
附 則 (昭和二八年八月一九日農林省令第三八号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和二九年七月一九日農林省令第四八号)
 この省令は、昭和二十九年八月一日から施行する。
附 則 (昭和三〇年一〇月一日農林省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

第十九条の二」と、第五項中「旧規則第二十二条」とあるのは「旧規則第二十二条第四項において準用する同条」と、「第一百一条」とあるのは「第一百三十二条において準用する法第一百一条」と、「同号」とあるのは「旧規則第二十二条第四項において準用する同条第二項第一号」と、「第六項中「旧規則第二十三条」とあるのは「旧規則第二十三条第四項において準用する同条第一項」と、「法第一百三十二条において準用する法第一百二条」と、「同号」とあるのは「旧規則第二十二条」と、「同号」とあるのは「旧規則第二十三条」とあるのは「旧規則第二十四条」と、「新規則第二十三条」とあるのは「新規則第二十三条第四項において準用する同条」と、「第七項中「旧規則第二十二条」とあるのは「旧規則第二十二条第四項において準用する同条」と、「同号」とあるのは「旧規則第二十二条」と、「同号」とあるのは「旧規則第二十二条」とあるのは「新規則第二十二条第三項において準用する同条」と、「新規則第二十五条の三」とあるのは「新規則第二十五条の三第四項において準用する同条」と読み替えるものとする。

附 則（昭和四〇年五月一三日農林省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月二九日農林省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の農業灾害補償法施行規則第二十二条第一項及び第四項並びに第二十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十事業年度（農業灾害補償法第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村（以下「共済事業を行なう市町村」という。）にあつては、昭和四十年会計年度）の決算に係る剩余金の処分から適用するものとし、昭和三十九事業年度（共済事業を行なう市町村にあつては、昭和三十九年会計年度）以前の決算に係る剩余金の処分については、なお改正前の農業灾害補償法施行規則第二十二条第一項及び第四項並びに第二十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例によるものとする。

附 則（昭和四一年三月三一日農林省令第一六号）

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年一月三〇日農林省令第五七号）

この省令は、農業灾害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十一年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四十二年四月一日）

この省令は、農業灾害補償法の一部を改正する法律附則第四項の規定により払い戻すべき再保険料は、改正施行する。

附 則（昭和四十二年四月一日）

この省令は、農業灾害補償法の一部を改正する法律附則第四項の規定により支払うべき金額と相殺するものとする。

附 則（昭和四十二年四月一日）

当該共済目的たる家畜が包括共済関係（農業灾害補償法（以下「法」という。）第一百一条の五の二の農業災害補償法施行規則（以下「新規則」という。）第四十五条第三項の規定により支払うべき金額と相殺するものとする。

附 則（昭和四十二年四月一日）

当該共済目的たる家畜が包括共済関係（農業灾害補償法（以下「法」という。）第一百一十六条第二項の規定は、この省令の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係が、当該共済目的たる家畜が包括共済関係をいう。以下同じ。）に係る家畜共済に付されたことにより消滅した場合について準用する。

附 則（昭和四十二年四月一日）

当該共済目的たる家畜が死廢病傷共済に付されたものについての新規則第一百一十六条第一項第五号及び第六号の適用減後引き続き家畜共済に付されたものについての新規則第一百一十六条第一項第五号及び第六号の適用については、当該家畜共済に係る共済責任は、当該死廢病傷共済の共済関係に係る死廢病傷共済に付されたものとみなす。

附 則（昭和四十二年四月一日）

当該省令の施行の際現に農業共済組合の死廢病傷共済に付されている家畜（法第一百一十三条第一項各号の一に該当するに至る時から起算して二年以上前から引き続き当該死廢病傷共済に付されていたものに限る。）で当該死廢病傷共済の共済関係の消滅後引き続き当該農業共済組合の個別共済関係を有する死廢病傷共済に付されていては、当該家畜が、当該死廢病傷共済に付されたものは、新規則第二十九条の六及び第二十九条の七の規定の適用については、法第一百一十三条第一項各号の一に該当するに至る時から起算して二年以上前から引き続き当該個別共済関係に係る家畜共済に付されていていたものとみなす。

附 則（昭和四十二年四月一日）

当該省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一一日農林省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一一日農林省令第二八号）

当該省令は、公布の日から施行する。

付された時から引き続き当該農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付されていたものとみなして、新規則第二十九条の六及び第二十九条の七の規定を適用する。

この省令の施行の際現に死廢病傷共済に付されている家畜（法第一百一十三条第一項各号の一に該当するに至る時から起算して二年以上前から当該死廢病傷共済に付されていたものに限る。次項において同じ。）については、法第一百一十三条第一項の省令で定める場合は、新規則第二十九条の六に規定する場合のほか、当該死廢病傷共済の共済関係の消滅後引き続き個別共済関係に係る家畜共済に付する場合とする。

この省令の施行の際現に法第一百一十三条の六第一項の共済事業を行なう市町村の死廢病傷共済に付されている家畜であつて、当該市町村につき法第八十五条の三第三項又は第五項の公示のあつた日から二週間以内に当該市町村の死廢病傷共済に付され、かつ、その公示があつた日まで引き続き、当該市町村に對し法第八十五条の二第一項の規定による申出をした農業共済組合の死廢病傷共済に付された時から引き続き当該市町村の死廢病傷共済に付されていたものとみなす。

この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に新規則第二十九条の十二第二項の見込額を算定する場合には、同項中「当該組合等の当該多種包括共済に付された包括共済対象家畜」とあるのは、「当該組合等の当該多種包括共済に付された包括共済対象家畜（当該組合等の死廢病傷共済に付された家畜で当該包括共済対象家畜と同一の種類に属するものを含む。）」と付される家畜であつて、当該市町村につき法第八十五条の三第三項又は第五項の公示のあつた日から二週間以内に当該市町村の死廢病傷共済に付され、かつ、その公示があつた日まで引き続き、当該市町村に對し法第八十五条の二第一項の規定による申出をした農業共済組合の死廢病傷共済に付された時から引き続き当該市町村の死廢病傷共済に付されていたものとみなす。

この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に新規則第二十九条の十二第二項の見込額を算定する場合には、同項中「当該組合等の当該多種包括共済に付された包括共済対象家畜」とあるのは、「当該組合等の当該多種包括共済に付された包括共済対象家畜（当該組合等の死廢病傷共済に付された家畜で当該包括共済対象家畜と同一の種類に属するものを含む。）」と付される。

この省令の施行の日から起算して四年を経過する日までの間に新規則第三十条中「過去三年間」とあるのは、「過去四年間」とする。

この省令の施行の際現に死廢病傷共済に付されている家畜については、法第一百一十八条第一項の省令で定める場合は、新規則第三十三条の一各号に掲げる場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。

一 次の要件のすべてに適合する場合
イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により消滅した共済関係に係る死廢病傷共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものであること。

二 当該家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から当該死廢病傷共済に付されており、かつ、当該死廢病傷共済の共済関係の消滅後引き続き当該共済事故に係る死廢病傷共済に付されたものである場合
三 当該家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものであること。

四 新規則第四十二条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項及び第四十五条第三項の規定の適用については、当分の間、新規則第四十二条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項及び第四十五条第三項中「法第十三条の三」とあるのは「法第十三条の三及び農業灾害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第一百二十九号。以下「改正法」という。）附則第十項」と、「法第十三条の二」とあるのは「法第十三条の二及び改正法附則第九項」と、新規則第四十三条第三項中「法第十三条の三」とあるのは「法第十三条の三及び改正法附則第十項」と、新規則第四十四条第二項「法第十三条の二」とあるのは「法第十三条の二及び改正法附則第九項」とする。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一〇日農林省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一〇日農林省令第三〇号）

当該省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一〇日農林省令第三〇号）

当該省令は、公布の日から施行する。

和四十三会計年度)における連合会無事もどし(法第百三十二条において準用する法第一百一条の規定による払いもどしをいう。以下同じ。)の請求から適用する。

附 則(昭和四三年一二月三日農林省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

昭和四十三年産の蚕繭に係る共済金の支払についての農業災害補償法施行規則(以下「規則」という。)第十九条の二第二号(共済事業を行なう市町村(農業災害補償法(以下「法」という。)第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村をいう。以下同じ。)にあつては、農業災害補償法施行令(以下「令」という。)第二条の五第二号の勘定に係る無事もどしのための準備金の額又は特別積立金の金額の充当についての改正後の規則第十九条第一項の適用については、同項第二号及び第三号中「定款等の定めるところにより算出された金額」とあるのは、「共済目的の種類ごとの過去の收支の差額を基準として算出された金額」とする。

この省令の施行の日前に、組合等(法第十二条第二項の組合等をいう。以下同じ。)又は農業共済組合連合会が、定款等(法第八十六条第一項の定款等をいう。)の定めるところにより、規則第十九条の二第二号又は第三号(これららの規定を規則第三十五条において準用する場合を含む。)(共済事業を行なう市町村にあつては、令第二条の五第二号又は第三号)の勘定につき、毎事業年度(共済事業を行なう市町村にあつては、毎会計年度)の剩余金から法第一百一条(法第三十二条において準用する場合を含む。)の準備金及び規則第二十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の準備金として積み立てた金額を差し引いて得た金額を積み立てた場合には、当該積み立てた積立金は、改正後の規則第二十五条の三第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の特別積立金とみなす。

この省令の施行の際、現に法第三条の農業共済団体が改正後の規則第二十六条各号に掲げる方法以外の方法により運用をしている余裕金については、当該農業共済団体は、昭和四十四年三月三十一日(当該方法につき期限の定めがある場合には、当該期限)までは、同条の規定にかかるらず、引き続き当該方法により運用をすることができる。

附 則(昭和四四年七月二二日農林省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年一二月一四日農林省令第七一号)

この省令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第

七十九号)の施行の日(昭和四十七年四月一日)から施行する。ただし、第二十七条の二、第二十七条の七、第二十九条(第三十四条及び第三十四条の四の改正規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(同年二月一日)から施行する。

附 則(昭和四八年一月二二日農林省令第二二号)抄

この省令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第

七十九号)の施行の日(昭和四十八年四月一日)から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

果樹保険臨時措置法施行規則(昭和四十三年農林省令第十一号)は、昭和四八年三月三十一日限り、その効力を失う。

この省令は、公布の日から適用するものとし、昭和五十年以前の年産のうんしゆうみかん、りんご、ぶどう、な

附 則(昭和五〇年三月一七日農林省令第七号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭和五〇年三月一八日農林省令第三号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年産の蚕繭から適用する。

し及びもも並びに昭和五十一年以前の年産のなつかんについては、なお改正前の農業災害補償法施行規則第三十三条の八の規定の例によるものとする。

附 則(昭和五一年一月二七日農林省令第五〇号)

この省令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十号)の施行の日(昭和五十二年一月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

第一条の改正規定(「肉豚」、「農作物共済の共済事故等による種別」、「第八十四条第一項第三号」、「肉豚」及び「農作物共済の共済事故等による種別」を加える部分並びに「令第一条の四」を「令第一条の二」に改める部分を除く。)並びに第四条、第十七条の四、第三十六条、第三十七条、第四十一条及び第四十五条第二項の改正規定(蚕繭区分に係る部分に限る。)昭和五十一年十二月一日

二 第一条の改正規定(「肉豚」及び「肉豚」を加える部分並びに「令第一条の四」を「令第一条の二」に改める部分に限る。)、第一条の二から第一条の四まで、第六十条、第十七条、第十九条及び第二十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二十五条の二から第二十五条の四まで削る改正規定、第二十九条の二を第二十九条の二とし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の九の二を第二十九条の九の三とし、第二十九条の九の次に一条を加える改正規定、第三十四条、第三十条の三及び第三十四条の四の改正規定並びに第四十二条第二項、第四十二条第一項及び第四十三条第四項の改正規定(「令第一条の四」を「令第一条の二」に改める部分に限る。)昭和五十二年四月一日

前項第二号に掲げる規定の施行の際現に肉豚に係る任意共済を行つてゐる農業共済組合については、当該任意共済に係る共済関係であつて前項第二号に掲げる規定の施行の際現に存するものが消滅するまでの間は、同条中「家具類」とあるのは、「家具類及び豚(法第八十四条第一項第三号に規定する種豚を除く。)」とする。

組合等(農業災害補償法(以下「法」という。)第十二条第一項の組合等をいう。)又は農業共済組合連合会が、定款又は共済事業の実施に関する条例の定めるところにより、改正前の農業災害補償法施行規則第二十三条の規定により積み立てた法第一百二条(法第一百三十二条第一項において準用する場合を含む。)の払戻しのための準備金は、新規則第二十三条の特別積立金とみなす。

新規則第二十三条の規定は、昭和五一年事業年度(共済事業を行なう市町村にあつては、昭和五十一会計年度)の決算に係る剩余金の処分から適用する。

組合等は、昭和五十二事業年度(共済事業を行なう市町村にあつては、昭和五十二会計年度)の決算に係る剩余金の処分又は不足金の処理の終了後、法第八十五条第十一項(法第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済のうち新規則第三十三条の五の三に規定する共済事故を共済事故としないもの以外のものに係る不足金でん補準備金の金額及び特別積立金の金額をこの省令の施行の際現に当該組合等との間に品質の低下を共済事故としない収穫共済の共済関係が存する組合員等のうち昭和五十三年に新規則第三十三条の五の二の規定により申出を行つた組合員等とその他の組合員等との別ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、当該配分に係る金額をそれぞれの果樹区分に係る不足金でん補準備金及び特別積立金として積み立てるものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年七月五日農林省令第四九号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四五年二月一日農林水産省令第三号)抄

1 この省令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第
五十七号）の施行の日（昭和五十四年四月一日）から施行する。
2 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法施行規則（昭和四十九年農林省令第一号）
は、廃止する。

附 則（昭和五四年三月二七日農林水産省令第一〇号）

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年七月三〇日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十六年産のさとうきびから適用する。

附 則（昭和五五年一月二八日農林水産省令第四七号）抄

この省令は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五六年二月二六日農林水産省令第四九号）

この省令は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

2 改正後の第三十三条の二十六の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお改正前の第三十三条の二十六の規定の例による。

附 則（昭和五七年三月一七日農林水産省令第四号）

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一月一日農林水産省令第四九号）

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月一日）

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（昭和六一年四月一日農林水産省令第四九号）

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年十二月一日）

この省令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

附 則（昭和六一年四月一日農林水産省令第四九号）

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年十二月一日農林水産省令第四九号）

この省令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

二 第一条第一項中「組合等」の下に「特定収穫共済」を加え、「果樹共済資格者」及び「樹体交付対象負担金合計額」を削り、「第十二条第一項若しくは第三項」の下に「第十三条の三第一項」を加え、「第一百二十条の六第九項」を「第百二十条の六第三項若しくは第十一項」に改め、「第一百二十条の七第一項」の下に「若しくは第四項第一号」を加え、「第百三十五条第一号、第四号イ若しくは第五号」に改め、「収穫交付対象負担金合計額」及び「樹体交付対象負担金合計額」を「畠作物通常標準被害率」に改め、「収穫交付対象負担金合計額」及び「樹体交付対象負担金合計額」を削り、「特定収穫共済の共済目的の種類」を「若しくは畠作物通常標準被害率」に改め、「特定収穫共済」を「果樹共済資格者」の下に「特定収穫共済の共済目的の種別」の下に「特定収穫共済の共済事故等による種別」を削り、「第百二十条の七第一項」の下に「若しくは第四項第一号」を「若しくは第百五十条の八」を「若しくは第百三十五条第一号若しくは第五号」に改め、「組合等」の下に「特定収穫共済」を「果樹共済資格者」の下に「収穫異常共済掛金標準率」を加え、「収穫通常標準被害率」、「樹体通常標準被害率」、「畠作物通常標準被害率若しくは特定収穫共済の共済目的の種類」を「若しくは畠作物通常標準被害率」に改め、「第一条の二及び」を削り、「含む。」の下に「及び第一条の二」を加え、「収穫交付対象負担金合計額」及び「樹体交付対象負担金合計額」を削る改正規定、第一条の二、第四条、第十五条、第十六条第四項、第十七条の四第二号、第十七条の九第二号、第十七条の十三の二、第十九条、第三十三条の三、第三十三条の四及び第三十三条の五の改正規定、第三十三条の六の六を第三十三条の六の八とし、第三十三条の六の五の次に二条を加える改正規定、第三十三条の七の改正規定、第三十三条の八の二を第三十三条の八の三とし、第三十三条の八の次に一条を加える改正規定、第三十三条の九、第三十四条の二の三、第三十六条第一項第二号、第三十七条第四号及び第五号、第四十二条第一項、第四十三条第四項、第四十五条第四項の改正規定並びに第四十七条の七から第四十七条の十までを削る改正規定、第三十五条の五及び第十五条の六の改正規定並びに別表の改正規定 平成六年四月一日

（農作物共済に関する経過措置）

3 蚕繭共済に係る新規則第一条の二の二第一項、第一条の二の三、第七条第一号、第十七条の四第一号、第十七条の九第一号、第二十七条、第二十七条の八及び第四十三条第二項の規定は、平成六年産の蚕繭から適用するものとし、平成五年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例によるとする。

（蚕繭共済に関する経過措置）

3 蚕繭共済に係る新規則第一条の二の二第一項、第一条の二の三、第七条第一号、第十七条の四第一号、第十七条の九第一号、第二十七条、第二十七条の八及び第四十三条第二項の規定は、平成六年産の蚕繭から適用するものとし、平成五年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例によるとする。

4 果樹共済に係る新規則第一条の二の二第一項、第一条の二の三、第七条第一号、第三十三条の四の二、第三十四条、第三十四条の四、第四十二条第一項、第四十三条第四項及び第四十五条第四項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。

（畠作物共済に関する経過措置）

5 畠作物共済に係る新規則第一条の二の二第一項、第一条の二の三、第七条第一号、第三十三条の十三の二、第三十三条の十五から第三十三条の十五の三まで、第四十三条第五項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任期間の開始する畠作物共済に係る農作物の四の改正規定 平成五年十一月一日

(さとうきびを除く。)から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する畠作物共済に係る当該農作物については、なお従前の例による。

6 畠作物共済に係る新規則第三十四条及び第三十四条の四の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

(園芸施設共済に関する経過措置)

7 園芸施設共済に係る新規則第三十四条及び第三十四条の四の規定は、この省令の施行の日以後に共済掛金期間の開始する畠作物共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する畠作物共済については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月一六日農林水産省令第六号)

2 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 1 この省令による改正後の農業災害補償法施行規則(次項において「新規則」という。)第八条の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は不足金処理案(以下この項において「事業報告書等」という。)について総会又は総代会の承認があつた場合について適用し、施行日前に事業報告書等

3 新規則第十条の規定は、施行日以後に理事、監事、参考又は清算人(以下この項において「理事等」という。)の異動があつた場合について適用し、施行日前に理事等の異動があつた場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年四月一八日農林水産省令第三〇号)

この省令は、平成六年十二月一日から施行する。ただし、第四十七条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一二月一八日農林水産省令第六七号)

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年九月一四日農林水産省令第六二号)

この省令は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一九日農林水産省令第一一号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一一日農林水産省令第三九号)

この省令は、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十九号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十一年六月十一日)から施行す

附 則 (平成一二年一月三一日農林水産省令第四号)抄

(施行期日)
(経過措置)
1 この省令は、平成十二年二月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日農林水産省令第四三号)

(施行期日)
(農作物共済に関する経過措置)
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 改正後の農業災害補償法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月三一日農林水産省令第四三号)

(施行期日)
(農作物共済に関する経過措置)
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第二条 農作物共済に係る改正後の農業災害補償法施行規則(以下「新規則」という。)第二十七条の五の規定は、水稻については平成十二年産のものから、麦については平成十三年産のものから適用するものとし、平成十一年以前の年産の水稻及び平成十二年以前の年産の麦については、なお従前の例による。

(家畜共済に関する経過措置)

第三条 家畜共済に係る新規則第十六条第一項、第三十一条の三、第三十三条の二の二、第三十四条及び第三十四条の四の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

(畠作物共済に関する経過措置)

第四条 畠作物共済に係る新規則第四条第一項第二号及び第二項、第十七条の四、第十七条の九、第三十三条第一項第二号並びに第三十七条第六号及び第七号の規定は、平成十三年産の蚕繭から適用するものとし、平成十二年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

2 平成十三年度から平成十五年度までの間における蚕繭に係る畠作物共済の組合員等ごとの各共済関係についての新規則第二十四条の規定の適用については、平成十二年度以前の年度において共済責任期間が満了した当該組合員等ごとの蚕繭共済の各共済関係を平成十二年度以前の年度における当該組合員等ごとの当該畠作物共済に係る各共済関係とみなす。

附 則 (平成一二年九月一一日農林水産省令第八二号)抄

(施行期日)
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年九月一八日農林水産省令第八八号)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日農林水産省令第六六号)

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年三月二八日農林水産省令第二一号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日農林水産省令第一一〇七号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一日農林水産省令第一一〇七号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一日農林水産省令第一一〇七号)

(収穫共済に関する経過措置)

第二条 農業災害補償法の一部を改正する法律附則第六条第一項の農林水産省令で定める果樹は、かんきつ類の果樹(うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。)とする。

(畠作物共済に関する経過措置)

第三条 農業災害補償法の一部を改正する法律附則第七条の農林水産省令で定める農作物は、茶と

第四条 園芸施設共済に係る改正後の農業災害補償法施行規則第三十三条の二十七第二項から第四項までの規定は、平成十六年四月一日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

